

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 19 . 1 定 )</b>			
<b>日 時</b>	平成 19 年 3 月 2 日 ( 木 )	<b>開 議</b>	午後 1 時 0 0 分
		<b>散 会</b>	午後 4 時 5 5 分
<b>場 所</b>	第 2 委 員 会 室		
<b>議 題</b>	付 託 案 件		
<b>出 席 委 員</b>	松本委員長、北野副委員長、山田・井川・菊地・大橋・大畠・ 成田・武井・大竹・斉藤 ( 陽 ) ・佐藤 各委員		
<b>説 明 員</b>	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・ 環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事・小樽病院事務局長・ 保健所長、消防長、監査委員事務局長、 収入役職務代理者 ( 会計室長 ) 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました松本でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には北野委員が選出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、成田委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告申し上げます。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
北野委員

市営室内水泳プールの建設について

第 3 ビルの再開発に関して伺います。

小樽駅前第 3 ビル周辺地区再開発準備会で、小樽市室内水泳プールの存続を計画にのせるという意味で要求したとのことですが、その理由は何ですか。

（建設）まちづくり推進室長

室内水泳プールの存続について、第 3 ビルの事業計画の中身を検討した理由ですけれども、基本的にプールが必要だという前提の中で、市長の方から、小樽駅前第 3 ビル周辺地区準備会で企画している計画案について、プールを存続できないかどうかということを経済委員会の方に投げかけまして、一応その中で検討したという経過がございます。

北野委員

聞いていた話と違う。市長から言われて投げかけたように、プールを取り入れてもらえるかどうか、お伺いしたというふうに今説明したのだけれども、私は要求したと聞いていたのだ。そうしたら、私への説明が違うのか。

（建設）まちづくり推進室長

要求したということで、ちょっと言葉のニュアンスはありますけれども、要求してございます。

北野委員

いや、まちづくり推進室長は、はしなくも本音を出したと思うのだけれども、結局、計画に取り入れられなくても、本当に必要だということであれば、これから出る補償金等で、別な場所にプールを建設するというふうになったと思うのですけれども、スタートがやはりまちづくり推進室長が答弁したように、市長から言われて、計画に入らないか、入りません、そうですかと。この程度のやりとりだったら、室内水泳プールの存続が本当に必要だということには考えていなかったということではないですか。

（建設）まちづくり推進室長

申しわけございませんけれども、基本的に私どもは準備会の方には要請というか、存続するよということをお願いしまして、その中でこれまでも説明してまいりましたけれども、4 案をつくった中で、地階とか、1 階とか、

そういった変更の図面も示してまいりましたし、具体的な計画を進める中で、さらにその 4 案を 2 案に絞った中で、プールを置けないかと、本当に置けないのかというような話を進めてきて、最終的にプールはつくられないということで、説明をしてまいりました。

北野委員

1 回目の答弁が、正直なんですね。後で経過その他をとって加えたか、指摘されたからやった。だから、ちょっと真剣でないのではないかというふうに私は思うのです。市長は昨日、まじめに取り組んでいるから、誤解のないようにと言っていたけれども、わかるでしょう、今の話で。だからそういうことを私は指摘をしているのです。

それから、市長に伺いますけれども、プールのことは新総合計画策定の中で検討していくというふうに本会議で 2 度にわたって答弁されているのですけれども、必ず盛り込むとは断言していないのが気になるのですけれども、その辺はどういう考えでこういう答弁をされたのですか。

市長

我々は、一応プールについては、必要だというふうには前から答弁していましたが、来年度から新しい総合計画をつくっていくわけですから、いろいろな御意見があろうかと思しますので、その中で我々の考え方も説明しながら、また市民の皆さんの意見も聞きながら検討していくと、こういうことでございます。

北野委員

総合計画の年次ですが、策定年次はいつで、計画期間はいつからいつまでと考えていますか。

（総務）企画政策室小山主幹

平成 19 年度から審議会等を立ち上げて策定作業に入のですが、その審議の計画もあるでしょうが、平成 20 年度にはつくりたい。20 年度をスタートとして終わりを何年にするかという、これも審議会の皆さんの御意見等も聞かなければならないのですが、一般的には今の計画が 10 年ですから、10 年程度かと考えております。

北野委員

市長に再度伺いますけれども、この計画の中にプール建設をのせるのですか。いろいろな意見を聞いてという話もあるから。

市長

ですから、意見を聞いて、皆さんがぜひつくれと、つくるべきだということであれば、のせたい。

北野委員

ところで、現行の小樽市総合計画「市民と歩む 21 世紀プラン」、それから最近では第 3 次実施計画がありますね。この二つだけに限って言うのですけれども、ここで掲げていながら実行されていない事業あるいは未着手の事業は、たくさんあるのですけれども、主なものを挙げてください。

（総務）企画政策室小山主幹

まず、第 3 次実施計画の未実施の事業は、7 項目あると把握しております。

「はぐくみ 文化・創造プラン」では、生涯学習推進のための庁内連絡会を設置しておりません。

「ふれあい 福祉・安心プラン」では、福祉のまちづくり条例の設置とうたっておりますが、これは違う条例をつくっております、ありません。それから、多様な保育サービスの充実の中の休日保育の実施、これは平成 19 年度からやるということで、平成 18 年度まで限って言えばやっております。

「うるおい 生活・快適プラン」では、河川周辺の整備ということで、旧蘭島川の老朽橋の整備というのがありますが、これは河川の所管の問題でまだやっております。それから、住宅では、長橋 B 住宅、これの取壊しもまだやっております。

「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、パートタイム労働者の手引の作成、これが未着手であります。

「にぎわい 都市・形成プラン」では、第 3 ふ頭基部の合同庁舎の建替えにかかわる開発ですが、これがまだ合

同庁舎を着工しておりませんので、やっていません。

それから、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」基本計画、この中の未実施事業というのは、14項目あります。

主なものを言いますと、「はぐくみ 文化・創造プラン」では、美術館、文学館の新館建設に向けた調査、これは着手しておりません。それから、埋蔵文化財の展示を行うための施設開設、これは行っておりません。

「ふれあい 福祉・安心プラン」では、4項目ありますが、福祉のまちづくり条例の制定、保健福祉センターの開設、地区福祉ステーションの設置、福祉アドバイザー制度の確立、これは福祉制度が大幅に変わっている中で、この名前ではやっておりません。

「うるおい 生活・快適プラン」では、し尿の一元化を図るために、前処理施設をつくるということですが、これは着手しておりません。

「ゆたかさ 産業・活力プラン」では、一つには経済センターを整備するというのですが、これはまだ行っておりません。海洋開発では、5項目ございまして、体制の確立、関連産業の創出、情報の集約、研修・研究環境の整備、これがなされていないのと、小樽港マリナーの拡充、この項目が実施されておりません。

それから、「にぎわい 都市・形成プラン」では、これも海洋開発にも絡むのですが、海洋開発の調査船係留施設の整備、これがされておりません。

北野委員

市長は、昨日マニフェストの件に関して、熟慮して考える、それは具体的にしなければならないからと、根拠は述べていました。それで、プールの建設は早期実現を求められているわけですが、今、指摘したように、市長がおっしゃる総合計画にのせるとしても、実際にのっても、未実施の大きな事業というのは幾つもあるわけです。これは、その後、財政問題その他が出てきたということが基本問題としてあると思うのですけれども、だから総合計画にのせるから必ずしも実現するというふうにはならないのではないかというふうに思うものですから。それと、先ほどから言っている、プールの建設を本当に第3ビルの再開発で何が何でものせたいという決意と取組が、経過からいって感じられないから、聞いたわけです。

最後に、このプールに関する市長の改めての見解をお伺いして、次に進みます。

市長

先ほどから答弁しているとおりでございます。私はプールの必要性というものは十分認識しています。ですから、今回の第3ビルの再開発については、大変申しわけないという気持ちは持っておりますので、市民の皆さん方の合意が得られれば、新しい総合計画にのせて、やはり早期に実現に向けていくということになるかというふうに思います。

北野委員

この問題に関して、教育長の見解を聞きますけれども、あなたは小樽市室内水泳プールの存続を求める会の方々が大勢お見えになっている本会議場で、プールの建設をぜひ実現していきたいということで、万雷の拍手を浴びました。教育長は、市長と違って、プールの建設は実現してくれるものというふうに、小樽市室内水泳プールの存続を求める会では理解しているのだけれども、今の市長の見解の範囲でしかできないと思うのですけれども、そういう必要性があれば、のせていきたいという市長の見解なのだけれども、教育委員会としてはどうですか。

教育長

今、委員がおっしゃったように、全くそのとおりでございます。プールの必要性を十分認識しているところでございます。ただ、ずっと議会で出ていますように、長期の計画のかかわりとか、先ほど市長から申し上げられました諸般の事情等もたくさんございますので、それらを十分に踏まえながら、私どもとしては市民ニーズにこたえるよう努力はしてまいりたいと思っています。

北野委員

高島小学校温水プールの水温・室温について

高島小学校温水プールを代替施設として利用するというふうにおっしゃっていますが、昨日の答弁を聞きますと、水温30度、室温32度前後、暖房はこれを基準にして考えていたようですが、冬期間の実態、今年もそうですが、昨年までの実態で、この基準を下回っている日にち、それから特に室温は何度だったのか、これを述べてください。

（教育）生涯スポーツ課長

室温が水温を下回っている日が何日かということなのですが、日数的には数えていないのですが、ただ、特定の日で答えますと、これは今年の1月28日曜日ですが、10時開館、6時閉館中の室温と水温の関係ですが、9時の時点で室温が24度、水温が29度、11時の時点で室温28度、水温29.3度、13時の時点で室温28度、水温29.5度、15時の時点で室温29度、水温29.7度、17時の時点で室温29度、水温29.8度という状態で、室温の方が水温よりも下回っていたということでございます。

北野委員

昨年のもあわせて聞いているのですが。

（教育）生涯スポーツ課長

18年1月9日ですが、これも10時の時点で室温が29.0度、水温29.5度、12時の時点で室温が29.5度、水温が29.7度、14時の時点で室温が29.5度、水温が29.7度、16時の時点で室温が29.5度、水温が29.7度となっております。

北野委員

今述べたほかにも、あなたと一緒にこの分厚い測定の記録を見ましたら、室温が基準に達しない、あるいは水温より低いというのは、冬期間幾つもありましたね。

教育長は、私の本会議での質問に対して、温水ボイラーの運転開始を早めるなど、改善の可能性について検討するということでしたけれども、今、話したように、高島小学校温水プールではボイラーの開始時間を、点火時間を早めても、結局寒いときは温度が上がっていないのではないですか。だから、改善にならないということ私を事実として指摘しているのですけれども、いかがですか。

教育部長

確かに、時間的な経過の中では、ずっと朝からたいて、どうしても寒い日なんかは、委員がおっしゃるような形で上がらない日はあります。そういう中で、私どももあの施設が暖房施設を含めて、やはりある程度年数がたっている関係もございますので、その辺を含めて点検しながら室温を上げる努力をしたい、こういうことで答弁させていただいたところでございます。

北野委員

そうしたら、寒い日あるいは風の強い日は、室温が上がらないプールだと、基準に絶対達しないプールだということだけははっきりしたのです。だから、今、教育部長が答弁されたようなことで、抜本的な対策を立てないと、今、取り壊されようとしている室内水泳プールとは、室温が全然違うということは事実ですね。

教育部長

冬場の寒い日ということで、全部が水温より室温が下回るわけでもございませんので、数的にははっきりしておりませんが、特に寒い日、やはりそういう日があると、これは事実でございますので、そういう中で、やはりきちんと温風の吹き出しとか、温水ボイラーの運転をはじめ、この辺をもう一度点検をしながら、改善されれば、案外室温が上がるといってもあり得るのではないかとこのように考えてございますので、そういう中で改善努力をしていきたいというふうに思っております。

北野委員

風の強い日や寒さが厳しいときは、もう室温は上がらないのははっきりした。だから、その基準に達しないよう

なプールというのは、設計ミスとか、工事ミスとかそういうことではなかったのか。

教育部長

設立当初のことははっきりわかりませんので、最近の状況として今、話をさせていただいているわけですが、あと幾つかの暖房の条件、こういうものがある関係もございますから、その辺は私どももきちんと点検して整備を進めていきたい。特に今回の代替に当たって、いろいろな設備等改修をする予定でございます。その中でもう一回改めて点検することによって、改善される可能性も十分あり得るかというふうに私どもは思っているところで

北野委員

そうすると、今回出ている補正予算の中で、暖房設備についても改修を検討するという理解でいいですか。補正予算が足りなくなるということはないですか。

教育部長

まずは、点検をしようということでございます。

北野委員

今回、小樽市室内水泳プールの問題が持ち上がらなかったら、高島小学校温水プールについては、前から苦情が出ているけれども、全然改善しようとしていないのです。だから、私は途中でボイラーの火を入れる時間を早めたらいかげすかと言ったら、人件費がかかると、こういう話だったのです。だから、高島小学校温水プールの温度を上げるということでは、市教委は基準に達していないのは百も承知しながら、改善の努力を今日までしていなかったという重大な責任があると思うので、そういうことも反省して、今度の補正予算の中で、以後苦情のないように、基準どおりになるようにしていただきたいということだけは要望しておきます。

マイカル小樽の再建について

次、マイカル小樽の再建に関して、幾つかお尋ねします。

マイカル小樽の再建のポイントは、何であると考えていますか。

総務部長

当然あそこの施設の問題点の解決だと思しますので、社会的に言いますと、まだ別除権協定という、そういった債権の処理自体が終わっていないという問題、それから同時に、そういったものの背景も当然あるのでしょうか、9万8,000平方メートルの売場面積にテナントが十分入っていないということ、入ったとしても物が売れておりませんので、それに対応する固定経費等々が支払える条件になっていないという、こういった問題を抱えているということで認識をしております。

北野委員

それ一つですか。それが再建のポイントですか。それは悪い原因ですね。どうしていくのですか。

総務部長

再建をするというか、今申し上げたように、いわゆる130数億円の最大の債権の処理というのは、法人としてはされておきませんので、それをどのようにするかというのが、まず会社のいわゆる経営の基本的なところにあるだろうというふうには思っています。

北野委員

今、総務部長が答弁した件なのですけれども、現時点では、ポスフルと小樽ベイシティ開発の間で別除権協定を結ぶということが、民事再生計画の認可後、そういう約束になっていますね。いまだに結ばれていない。小樽ベイシティ開発の側から、ポスフルに対して、債権の放棄を期限付で要求しているというふうに私は聞いているのですが、小樽ベイシティ開発に直接私は確認する方法がありませんので、確認はしていません。実態はどうか、教えてください。

総務部長

つい最近そのようなことを行ったという話は、聞きました。

北野委員

それで、結果はわからないのですか。まだ期限は来ていないのですか。

総務部長

期限についての話については、まだ聞いておりません。

北野委員

だから結局、小樽ベイシティ開発の方は、いわゆるポスフルに対する債権は、約200億円ですよ。日本政策投資銀行から受けたものです。それだって、一銭も払っていないと思うのです。もちろん払えるわけがない。優先しなければならない小樽市に対する税金が、未納になっているわけですから。そちらの方を払うなんていうふうには、逆立ちしたってならないわけですから。だから、債権放棄が小樽ベイシティ開発の当面の最大の焦点ではないかというふうに、あなた方とのやりとりで私は理解するわけですが、そういう認識で間違いありませんか。

総務部長

基本的に、今までも私が窓口になって話を聞いたり、呼んで事情を聞いたりをする中で、一つは税の話は財政の方でいろいろ協議をしていますけれども、基本的にはこの別除権の扱いというのが中心になっているというのは事実です。ただ、こー、二年前からいろいろ話していますけれども、いわゆる経営者の考え方として、いわゆる別除権協定を結んで進めるのがいいのか、現状のまま、いわゆる債権を持っているポスフルと協調しながら事業を進めていった方がいいのかという、この辺あたりはかなり熟慮していたというふうに記憶しております。ただ、私どもとしては、この体質改善というものをかなりこー、二年前から求めておりましたので、根本的な体質の改善をするに当たっては、細かいことは申し上げられませんが、施設の売却等も含めて、いわゆる小樽ベイシティ開発としては外資の問題も含めて、内部で相当研究なり検討してきた経緯は、私どもとしては知っておりまして、ただそのことが小樽市として資産を押さえている。2番抵当、3番抵当ですけれども、資産を押さえている市の側として、資産の売却をするというのはそれを放棄することになるわけですから、そのことは率直に言って私どもは困りました。ですから、そういったことのやりとりを何度もしている中で、経営陣が一新されまして、具体的に今申し上げたような、委員もおっしゃっているように、その別除権の解除について具体的に期限付で申入れをしているという、こういった流れだというふうに、私としては認識しております。

北野委員

私たちが理事者の側とやりとりしていれば、結局、最初はマイカル本体から金が足りなくなれば、貸してもらえると。つぎ込んでもらえるということで、楽観していたと思うのだけれども、それがマイカル本体がいかれてしまってできなくなった。本来であれば、金融機関がついていて、そういうことについてはいろいろと援助する。ところが、今回は日本政策投資銀行が引き揚げてしまったものだから、それもできない。異常な地区になっているのです。だから、そういう銀行のついていないところに、テナントが入ってくるのだらうかと。それから、エネルギー価格の高い分は、テナント料にかぶせられますから、テナント料が総体的に高いということで、テナントも入らない。これが結局、部長がおっしゃるエネルギー価格を引き下げようとしても、建物は建っていても、テナントが埋まっていなければ意味がないわけですから、エネルギー価格の引下げにならない。エネルギーと金融機関の問題、二つの問題があると思うのです。これをどう打開するかということが、マイカル復旧、マイカル小樽再建のポイントではないかというふうに私は考えるわけです。だから、銀行が参画する問題についても、いわゆる本体の小樽ベイシティ開発の幾らかわかりませんが、ポスフルに対する220億円と言われていた債権に対する相当額、大部分が小樽ベイシティ開発ですから、これを放棄しないと、いわゆる銀行だっって入ってくるわけにいかないだろうし、入らないだろう。そうすると、ポイントの基本が崩れるから、崩れるというよりも改善されないから、マイカ

ル再建はなかなかうまくいかないのではないか。

市長は、口を開けばマイカル再建というふうにおっしゃるけれども、実際にはそうならないのではないだろうかというふうに思うものですから、小樽の地元業者が220店のうち30店ほどあの地域にテナントを出して入居しているし、1,700人の小樽の方が働いている。小樽ベイシティ開発の2次破たん、これは大変になるということも、業者から訴えられているということですから。だから、私どもはスタンスは全く逆ですけれども、しかし、市長として、ここ当面の市民のことを考えれば、最小限の対策はとる必要があるのではないか。市長は、別除権協定を結ぶということになっているから、市として介入しないと、こういうことを本会議で答弁されているけれども、そういうことはもう超えているのではないか。税金の回収その他の確実なことを考えれば、そこにとどまっていたら、市長の言う再建にならないのではないかとこのように思うのですが、見解はいかがですか。

市長

行政が主体的に動くというのは非常に難しい問題です。それで、絶えず経営者側と定期的に話合いの場を持って、要請があればいつでも私も動きますということは社長にも申し上げてありますし、現状のところ、まだ市長の出番ではないというふうな話もありますので動いていませんけれども、いつでも必要があれば、私どもとしてはいろいろな動きはできますと、応援しますということは話していますので、要請があり次第、それはもういつでも対応したいと、このように思っています。

北野委員

結局、本会議の答弁や今の話を聞きますと、市長をはじめ理事者は、再建のポイントは何かというのは十分承知しているのです。百も承知している。だからこそ、本会議で言ったけれども、総務部長が答えたけれども、三者を呼んで、あなた方は仲間ではなかったのか。もっと仲よくできないのか。どういう言葉で表現したかわからないけれども、それがポイントだということがわかっていたから、その場を小樽市がイニシアチブをとって設けたわけでしょう。話合いはうまくいかなかったみたいだけれども。

だから、そういうポイントがはっきりしているわけですから、それを実らせるようにしないと、市長がいくら再建のために何とかしますと言ったって、私から言えば、それはまくら言葉だけで、踏み込んではいないと、もっと踏み込んでやるべきでないか。私たちは、何回も税金の百数十億円を投入して、利息を含めて100億円の借金を背負い込んでいるわけですから。おまけに税金まで滞納されている。そういうことを考えれば、物申してしかるべきではないかというふうに思うので、今、市長がマイカル再建と本当に言うのだったら、踏み込んだことが必要ではないかというふうに思っているわけで、この辺を指摘しておきますから、十分考えておいて、あなた方が何がポイントかというのを知っていて踏み込んでいないという現状ですから、そのところは指摘をしておきたいというふうに思います。

病院事業会計の資金収支計画について

財政問題について伺います。

昨日もおととも聞いたのですけれども、はっきりしないので改めて伺いますが、夕張市とは小樽市の累積赤字の額はけたが違いますけれども、小樽市も病院事業会計の累積赤字、不良債務44億円と一般会計の累積赤字14億円を足して、58億円です。今年は幸い雪が降らなかったから、除雪予算の補正予算の追加はなかったけれども、去年だったら2億円と2億円の4億円補正予算を追加しているのです。仮に去年のようなことが起これば、もう62億円になってしまうわけです。だから、そういう累積赤字の額からいって、私も深刻な事態になっているというふうには思います。夕張市とはけたは違いますけれども、だから、市長はその辺をまずどのように認識されて、手を打っているのかということを改めて伺いたい。

財政部長

市長へということでございましたけれども、私から話をさせていただきますが、確かに今のものを連結いたしま



すと、標準財政規模の 2 割を超えているということになります。ですから、そういう意味では、今後、新たに国の考えているいろいろな指数の問題とかでいけば、それなりにやはり厳しい状況の中にはあるのだらうと思いますけれども、現段階の中では、まだ一般会計で 14 億 900 万円ほどの累積を背負い、今、これを何とか 7 年で解消していく。それから、病院事業会計の 44 億円、これが大きいですから、これを 5 年でとにかく解消していこうということで、今、鋭意それらも全部念頭に置いた中で、この解消計画あるいは財政健全化計画を立てて再生に向かっていこうということでございますので、夕張市との問題の中では、規模はもちろんあんなふうになったら大変なことです、とてもあの域には及ばないですが、それでも相当厳しい。しかしながら、すべてそういったものを念頭に置いて、今進めているところで、その辺は御理解いただきたいと思います。

北野委員

そこで、本会議でも若干やりとりしたのですが、病院事業会計の 44 億円の解消計画 5 か年ということで、市立病院調査特別委員会の方に資料を出しているわけですが、しかし、その表によっても、昨日聞きましたが、病院の方からも、赤字解消の億単位のさらなる努力が 5 か年間順調にいくのかという疑問が、どうしても消せないのです。だから、改めて伺いますが、まず市立病院の側から 12 月 1 日の市立病院調査特別委員会に示された計画があります。あれはきちんと計画どおり、さらなる赤字解消をやっているのですか。

（樽病）総務課長

病院事業会計の資金収支計画ですが、12 月 1 日に収入支出の数字を示していますが、基本的には、やはり 7 対 1 入院基本料を確保していくというのが一番大きい柱、あと医師の確保ということで、小樽病院でも増員を図りまして、収入を確保していく。あと、第 2 病院につきましては、平成 19 年度から内科が休診しますが、その内科を休診した後に、脳神経外科とか心臓血管外科とか循環器科の単価の高いほかの科に変更することによって、増収を図っていきたい。あと、人件費につきましても、19 年度以降につきましては、医師を除いて独自削減、それと地域間格差の是正とか、特殊勤務手当も見直しますので、そういう意味での人件費の削減もしっかりとしたいと考えております。あと、収支計画を作成したときに見ていない新たな要素としまして、退職手当債の導入も図りたいと考えております。平成 18 年度では 1 億 7,600 万円の退職手当債、これは計画では見ておりませんでした。この収入を確保したい。あと、これも計画には入れていませんでしたが、平成 19 年度から各種の委託業務を全面的に見直したいと考えております。例えば、今の小樽病院の清掃業務なんかもそうなのですが、委託業者に基本的にやっていただいておりますが、平成 19 年 4 月からは、自分たちで汗を流してやろうというふうを考えていて、事務室、放射線の各診察室、検査科の検査室、外来部門を基本的にすべて職員でやろうというようなことで、これはただ毎月 1 回大きい清掃が入ってましたのを年に 2 回だけにしようとか、あと会議室につきましても、基本的に職員を割り当ててやろうというようなことで考えております。そのほかに、洗濯、ごみ処理、医事業務、いろいろな委託がありますけれども、これらについてもすべて見直して、業務委託の削減、委託料の削減を。それで、職員みずからして、やはり収支改善を図ろうという意識も変わってきております。さらに、これからは病床利用率を向上させるということで、病床管理の委員会も活動させまして、病床利用率を高めて、収益を確保していきたいというふうを考えておまして、44 億円の不良債務はこの収支計画を実行して、解消を図っていくと、そういうふう考えています。

北野委員

今、課長が述べられましたけれども、疑問な点の一つあるのですけれども、退職手当債をのせていないと言いますが、昨年の 12 月 1 日の一般会計収支計画の中に、退職手当債などを含むというふうに項目に書いているのだけれども、それは今問題になっている退職手当債ではないのか。

（樽病）総務課長

一般会計の方は収支計画でのせているということですが、小樽病院の方は、病院事業会計の資金収支計画

には、未確定でしたので、のせていなかったということです。

北野委員

それで、7対1看護体制ということで、ずいぶん金科玉条のようにおっしゃるのだけれども、今、小樽病院総務課長がいろいろ述べられた主な項目でいいですから、効果額はどれぐらいか。

そして、例えば平成19年度は、病院事業会計のさらなる赤字解消目標額は3億2,900万円ですからね。翌年は5億5,800万円というふうになっていますから、そういうのがきちんと実現できるのか。委託事業の見直しなどいろいろ言っていました、そういうふうになるのだろうか。私はこのことを指摘するのは、市長は私の質問をとらえて、「まじめに取り組んでいないというふうにおっしゃるけれども、それは誤解だ」と言うけれども、私は病院の関係者も赤字解消についてはまじめに取り組んできたと思うのです。それでも、ここ数年は、ルール分以外も入れて、13億円ずつ毎年持ち出した。それをさらに赤字分をもっと解消しなさいと。赤字解消額をもっと増やせというふうに言われても、今いろいろ述べられた点で、そうですかとはならないのです。これはだれが聞いてもそうです。金額に裏づけられていないからです。その辺はいかがですか。

(樽病)総務課長

収支計画上に、どのくらい数字を見込んでいるかということですが、7対1入院基本料につきましては、平成18年度の年度途中から両病院とも入れてありますので、これが平成18年度と平成19年度の比較では1億4,000万円ほどの増収、とりあえずは今の制度で一応見えています。それとあと、医師の増員につきましては、平成18年度と平成19年度の差で2億9,000万円。そしてさらに、平成19年度、平成20年度で医師増員を図るということで、やはり2億9,000万円ということで、計画では1名ずつ合計2名を見ております。あと、大きいものとしましては、第2病院の内科休診による他科の増ということで、これは平成19年度から、平成18年度と平成19年度の差では3億5,000万円ほどを見ています。収支計画上でそれらの累計の改善を図りたいというふうに考えています。

北野委員

今、聞いていたら、足し算をすれば心配ないかのように聞こえるのだけれども、果たしてそうなのか。例えば、7対1看護体制についても、これからあなた方がおっしゃるとおり、北海道の基準と同じように10パーセント削減まで持っていくのに、あと2.8パーセントをさらに削減する。そういうことでやめる人が出てくるのでないかと心配しているのです。職員の待遇が、現行より悪くなるわけだから。だから、今の体制がそのまま維持されるというふうにはならないのではないかとと思われるので、そういう心配が一つはある。だから、今までの努力のほかに、今述べられた努力が加わって、計画では5か年で合計22億円というふうになるのだけれども、これが果たしてそうなるかという心配があるわけです。だから、病院関係者の努力はあるけれども、市長が心配しているように、外的な要因、2年に1回の診療報酬の改定で、また病院事業会計の収入が少なくなると。今は固定していないわけですから、その先々で減っていく要素というのがあるわけです。そうしたら、こういうのも加味して、本当に心配ないのかということを考えるのは当然だと思う。いかがですか。

(樽病)事務局長

平成19年度からの5か年分の収支計画についての、これからの経営改善について私の方から話したいと思います。ただ、私どももこれは安易に5年間で達成していけるかといったら、そういうふうには考えておりません。非常に厳しい状況が予想されます。ただ、いずれにしても、この5年間で不良債務解消額44億円を病院事業会計努力分22億円、一般会計負担分22億円で解消する計画としていますが、これを何とか経営改善して解消しなければ、19年度から起債も受けられない。20年度も恐らく借りられない。

北野委員

いや、それはいいというの。そういう心配は聞いたから。

（樽病）事務局長

そういうことですから、もうこれはある意味では不転の決意で、この収支計画を策定していくということを考えています。それで今、例えば 7 対 1 看護体制の問題ですけれども、これが平成 20 年度の診療報酬改定でどうなるか、それは先が見えませんが、ただ代表質問で市長が答弁したように、これから診療報酬の中身というのは 2 年ごとに改正されていきますから、いろいろ改正がされると思います。そういった中で、今回 7 対 1 看護体制を何とか確保した、いろいろ工夫をしながら、いわゆる診療報酬改定に合わせて増収を図れるような工夫を図っていくということは、当然どの病院でも必要でありますから、この収支改善の 5 年の中では、それを特にそういうふうな工夫をしていかなければならない、そういうふうに思います。

北野委員

結局、本会議で言ったことの繰り返しでしょう。決意はわかるというの。あなた方がまじめに取り組んで、そういう決意でいる。しかし、主体的な決意だけで赤字が解消できるのなら、今までだって解消できているはずなのです。それができていないのは、外的な要因もあるのではないかということで、私の方があなた方の気持ちを察して配慮している言い方です。そちらの方を心配しているのです。だから、あなた方が決意と言ったって、そのとおりいくかどうかは、周りの条件の変化ということもあるわけだから、決意だけ述べてもらって、はい、そうですかというわけにはいかないから、聞いているわけです。

ここ何回かの診療報酬の改定で、小樽病院、第 2 病院、どれぐらい影響を受けたか、教えてください。

（樽病）事務局長

今、手元に資料は持ってきていませんが、ただ診療報酬改定による影響額を積算するというのは、極めて非常に難しい問題であるということはいえると思います。現在、資料は持ってありません。

北野委員

これからのことを予測するのは難しいです。政府がどんな診療報酬の改定をするかわからないから。影響を述べよとは言っていません。過去はどうだったのですか。頭に入っているのではないのか。入っていないのですか。また無責任な話だね。

財政部は何かそういうことについては、病院事業会計の方はわかりませんか。だって、ルール分のほかに持ち出しているわけですから。そうしたら、そのときに診療報酬の改定でどれぐらいマイナス影響だったかということぐらい頭に入っているのか、これだけ財政問題を議論しているのに。

（樽病）事務局長

これだけは言えるのですけれども、診療報酬改定というのは、ここ何回かでマイナス改定になっているのは確かなのですけれども、毎年同じような診療内容で毎日やっているわけではありませんので、それをいわゆる診療報酬改定によるマイナス改定による影響額を出すというのは、なかなか難しいということはいえます。

北野委員

変な話です。ほかの病院だって、新聞報道を見れば、自分の病院は今度のマイナス改定でこれぐらいの影響が出るということは、新聞報道で躍っています。小樽病院だけが、マイナス影響額というのはわからないのですか。マイナス影響を受けたことは間違いないのでから。

（樽病）事務局長

私は、マイナス改定を全く出さないというのではなくて、正確に出すのは難しい、そういうことを言っています。それともう一つは、今、資料を持ってきていませんので、それは後日資料の方で提出、または示したいと思いません。

北野委員

これだけ議論していて、診療報酬のマイナス改定で、前回、前々回、その前はどれぐらい、億単位の影響を受け

ているわけでしょう。だから、これから 2 年に 1 回ずつどういうふう展開するかわからないけれども、大幅黒字になるような診療報酬の改定というのは考えにくいのです。だから、小樽病院総務課長がおっしゃったように、いろいろな努力をします。それも、一つは外的な要因の診療報酬の改定で消される可能性だってあるわけですから。だから、そういうことも加味して、計画というのをあなた方は検討されていると思うのです。だから、聞いているわけです。そのときに、過去の影響額がどれくらいマイナスの影響あったかなんてわからないとは、無責任だね。私の方が心配しているのです。当の本人がわかりませんでは話にならない。

総務部吉川参事

新市立病院の関係も、単価をどう見るかというところで、当然、基本構想の中でやってきていますので、私も手元には持ってきていませんけれども、小樽病院事務局長が申し上げたのは、診療報酬が 2 年に 1 度変わる。最近薬価についても引下げ傾向がずっとあるのですけれども、でも現実には全国的に単価というのは上がっているのです。特に、小樽病院でも、ここ数年は外来の単価が上がってきています。診療報酬はマイナス改定になるのだけれども、単価は上がっていく、そういう傾向がありますので、一概に 1 パーセント下がったから、全体で 1 パーセント下がるということではない。特に、どうやって計算するかというと、システムが入っているところは、例えば去年やったその診療報酬の内容をどこかとして、それに改定の内容を当てはめたら幾らぐらいになるかということをやりますけれども、去年と同じ診療をやるわけではない、小樽病院事務局長が言うように、なっていないですから、あれもあくまでもサンプリングした中で、各病院で予想して出している数字だと思いますから、確かに診療報酬改定の影響がありますけれども、今回、私どもは昨年の春に広報で示した最初の収支の中でも、入院単価 3 万円ぐらいです。今、現実には 3 万 4,000 円から 6,000 円ぐらいになっていますから、診療報酬改定で下がったから、下がるのだということには、直接そういうリンクはしていないということは御理解願います。

北野委員

そういうことを聞いているのではなくて、もう決算で明らかですから、診療報酬改定によるマイナスの影響額が前回、前々回、その前と、何回も行われてきているのですから。そのたびに、診療報酬の改定でマイナス影響が出たと、ここでもしゃべっているでしょう。幾らぐらいなのかというふう聞くのは、当然なのでね。だから、今、皆さんがおっしゃるような要素はあるから、何パーセントダウンだから、そのままストレートにならないということとはわかりました。それにしても過去の話なのだから、前回、前々回、その前と、診療報酬改定のたびに決算してみても、幾ら影響を受けたかということをはっきりしているのではないですか。後で出してください。それは出せませぬ。

（樽病）事務局長

先ほど言ったように、正確な数字というのはなかなか難しいですけれども、それなりの数字は出せると思います、提出したいと思います。

それと、一つだけ言わせてください。今、北野委員が言ったように、これからの診療報酬改定でどういうふうな改定になるかわからない、恐らくマイナス改定というのが当然起こり得ますので、そういった意味でも、この計画にのっていない業務委託の全面見直しとか、それからこれからいろいろな観点からいわゆる過去に踏襲されないいろいろな改善を、そのためにも図っていきたいということです。

北野委員

今まで病院の経営について議論されたことは何回もあるのです。そのときに、その診療報酬の改定、外的要因で億単位のマイナス影響が出たからということ、ここで言っているでしょう。あなた方は当時、中身について聞けば、外的要因だと。簡単に言えば、私たちのせいではないというときは、金額が出たのですから。今になったらすっかり金額を忘れてしまって、後でと。こういう話はちょっとうなずけないので、決算でいいですから、できるだけ早く出してください。よろしいですね。

（樽病）事務局長

はい。

北野委員

地方財政削減について

それでは、財政問題で 1 項目だけ聞いておきたいと思います。市長にこれはお伺いしたいのですけれども、小樽市の財政再建が、何か聞いていたら、人件費の削減というのは最初に出てくると。そのことを指摘する方もおられますけれども、私は何回も繰り返し言っていますように、小樽市だけの責任ではなくて、政府のそういう地方財政削減も大きな要因だということは、言っているのです。

まず、財政部に聞きますけれども、いわゆる平成 16 年度から 18 年度までの三位一体改革で、小樽市が影響を受けた額、18 年度の決算見込みで幾らになりますか。

前に見込みで約 24 億円というふうに言っていましたね。

（財政）財政課長

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 年間で、平成 18 年度の決算は出ていませんけれども、見込みでは約 25 億円程度が交付税など三位一体の改革での影響があると考えています。

北野委員

今後、交付税はいわゆる人口と面積ということで、既に平成 19 年度から一部取り入れて算定されるようになっていくわけです。そうすると、小樽市の場合、小樽市ばかりでないですけれども、こういう政府の地方財政削減を前提にして、いろいろやりくりして手口をろうしているけれども、結局、地方財政全体としては削減になるということですね。ですから、そういうことを考えれば、いわゆるあなた方のおっしゃる財政再建推進プラン実施計画で、これから平成 19 年度予算をベースにして、収支計画を見直すということですが、収支計画の中では、さらに歳入が大幅に下がっていくということは予測しているのでしょうか。数を見れば、ずっとフラット化しているけれども。

（財政）財政課長

財政再建推進プランを作成したときは、歳入については交付税等をフラットに見ておりましたけれども、12 月 1 日の市立病院調査特別委員会で示した収支計画、さらに今、北野委員からありましたように、平成 19 年度の予算案、それらを含めて今北海道へ提出する財政健全化計画をつくっているわけなのですが、その中では交付税につきましては、臨時財政対策債を含めまして、毎年約 1 パーセント下がっていくだろうと。また、小樽市の状況として、過去の状況からいくと、交付税の中で使っております人口の部分が大きいので、国勢調査があるごとに、その部分については 18 年度の影響額で 3 パーセント程度あったということもありまして、その額を収支計画の中では見込んでいこうと。12 月 1 日に示したときも見込んでおりますので、その考え方で収支計画を策定しているところでございます。

北野委員

結局、今は交付税の入り口の話ですから、人口と面積ですけれども、この割合がどんどん拡大されていく可能性もあるのです。政府はそういう方針ですから。とりあえず、新型交付税ということで一部分だけ導入する。そうすると小樽市はますます不利になるということですからね。財政課長が説明するようにちょっとずつなんていうものではなくて、交付税は大幅に減らされることだって予測されるのです。だから、私はこういう国の地方財政全体を削減するということをやめさせることをやらないと、その手のひらの中で、いくら人件費を削るとか何を削るといったって、やりようがないと思うのです。もうそうすると、窮余の一策で、結局、消費税の税率引上げで、そのうちの 1 パーセント分をこちらによこせというふうになるのです。これが、全体として小樽の財政がどうなるかというのは、まだ試算していませんけれども。だから、こういう国の地方財政削減をやめさせる。そして、交付税の持

っている二つの機能をきちんと発揮させていただくということをしなければ、いくら皆さん方の努力で計画を立てて事業を執行していても、際限がないということだと思のです。

私は、そういう点で市長に再三お願いしているわけですが、市長会とか、その他関係の機関と相談して、こういうことを一切やめさせるということをもっと強く打ち出していくべきでないか。だから私は、平成16年度に予算編成に向けて大幅に交付税が削減されたとき、市長はさまざまなマスコミに登場して、小樽の危機について語ったわけです。一躍有名になったのです。ああいうインパクトのあることをやらないと、だめだということを再三申し上げている。決意のほどを伺いたい。

市長

平成16年度の話は別にしまして、とにかく今のその地方交付税、地方財政の問題については、全国市長会も含めて、いわゆる地方六団体が毎年政府に要請しています。国の方は、地方に必要な一般財源総額を確保しますと言っていますけれども、その中身が問題なのです。ですから、その中身に我々はだまされないように、きちんと中身を分析した上で、きちんと要望をしていかないとだめだと思っていますから、そういう問題については私も機会あるごとに申し上げていきたい。全国市長会としても、地方交付税の削減の問題については、厳しく指摘しておりますので、それはこれからもやっていきたいと思っています。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
大竹委員

私の方からは、代表質問の中でまだ足りないと思ったことについて、聞いておきます。

し尿処理の広域連合化について

北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金について伺いました。小樽市は82.8パーセント、他の5町村が17.2パーセントという答弁をいただきましたけれども、他の5町村の負担金は約1億7,100万円となるかと思うのですけれども、それぞれの町村の負担金の額と全体に占めるパーセンテージがどのぐらいなのかを聞きたかったので、これをお聞きします。

（環境）管理課長

平成19年度の北しりべし広域連合の5町村の町村ごとの負担金ですけれども、積丹町が1,529万3,000円、率にしますと1.5パーセント、古平町が2,052万8,000円、2.1パーセント、仁木町が1,038万3,000円、1.0パーセント、余市町が1億1,630万8,000円、11.7パーセント、赤井川村が853万7,000円、0.9パーセントとなっております。

大竹委員

小樽市の負担が多いということは、それだけごみの量が出るということなのですね。これと絡みまして、前に言ったことがあるのですけれども、し尿処理の関係がございます。広域連合の中で今やっているわけではないのですけれども、小樽市が全部水洗化できないことによって、し尿処理もしなければならぬ。そうしたときに、広域連合という中で小樽市の部分をし尿処理してもらおうということだって、今ではないのですけれども、一つの考え方とした中では、あり得るのではないかと。例えば、小樽市の部分を処理することは、今、礼文塚衛生処理場でやっていますけれども、それが余市町でやってもらうとかということもあって、広域連合的なものというのをそういうことも含めて考えられることという思いもしていますので。

それと、仁木町が下水道を整備するということについて、あそこが上流なものですから、余市町の処理場の中で、最終処理場の中で持ってくる。自然流下ということであれば、でき得る可能性はあるという余市町役場の方が、そういうような話もしています。そういうようなことも含めて、今の話とは違うかもしれませんが、環境部のこれからの取組の中でそういうことは考えられないかどうか、聞きたいと思います。

環境部長

今、し尿処理の関係は、あくまでも各自治体の中で処理していくというのが原則でございますし、最終的にそのし尿の処理を下水道と一体でできないのか、下水道で処理できないのかということにつきましては、ほかの都市の例もございますので、今後、下水道の方と協議をしていきたい、このように考えてございます。

大竹委員

今の中で、確かにし尿処理は各自治体の中でということですね。ですから、私が聞いたのは、広域連合といったものは一つの自治体と考えられるわけでしょう。だから、言ったのです。だから、小樽市の場合は小樽市でやらなければならないという話ではなくて、広域でやったときには、そういうことができるのでしょうかということも含めてお聞きしたのですけれども。

環境部長

ごみ処理の関係につきましては、今、最終的に処理をどうするかということで、焼却をする、そういうことで広域連合で焼却施設をつくってということでしたけれども、し尿の関係につきましては、公共下水道の汚水との絡みも出てまいりますので、その辺についてはいきなり広域でやるというよりも、まず市町村ごとの下水道との関係でどうなのか、その辺でどうしても下水道を受けられないということであれば、次の段階で、ほかの町村とあわせて広域で考えていただくという、そういう選択肢はあるかと思いますが、まず、市域の中での公共下水道の処理が一番先に考えている順位だと考えております。

大竹委員

その辺ちょっと今はかみ合いませんけれども、広域下水道で処理するという話はないわけですね。小樽市の場合は、礼文塚というのは別で、あそこは下水道ではないです。あれは処理場です。下水道の一つのものではないですね。そういうことも含めて今言ったのですけれども、あなたの認識の中ではそういうことで要はあるとする。考え方としては、小樽市の問題にしてみても、公共下水道に入れるというのも一つの選択肢であるのは私もわかっています。そういうことはわかりますけれども、広域的に処理するという、例えば桃内の場合は下水道処理場ができない、合併浄化槽という形でやらざるを得ないというのは、もう決まっているわけです。隣が余市町なのです。余市町の処理場というのは、小樽側に一番近いところにあるのです。距離のことも考えて、経済的なことを考えたときには、どういうことがあるかということも、選択肢の中で考えていく必要がある。広域連合という形の中で物事をしていくという、今、単にごみの問題だけではなくて、全道の中でそういうようなこともされますね。なぜ広域連合だけはそういうことをするかというと、経費負担を少しでも少なくするためにやるということがあるのですから。そういうことだって考えられるということがあるのではないかと、ただ聞いているだけです。しなさいということではなくて、選択肢として、あるかないかの話だけですから。

環境部長

繰り返しになりますけれども、最終的にいろいろな角度で考えられることかと思いますが、まず第一義的には、現在もし尿なり合併浄化槽の一部につきましては、下水道に投入している部分がございますので、その辺をまず最優先で考えて、その次の段階で広域で処理することも考えていかなければならないのかと、そのように考えてございます。

大竹委員

感染症の予防体制について

次に、議案第29号に関連しながら、感染症の問題で保健所に尋ねました。

その中で、この間御答弁いただいたのは、小樽市内におけるエイズの話については、ゼロパーセントということでした。でも、私はH I Vの検査をしたときに、陽性なり陰性ということがあって、H I Vの感染ということで疑われるというのが、どのぐらいあるのかと聞いたつもりだったのですけれども、その辺のお答えがあり

ませんでした。これは、H I V の感染が陽性であったにしても、エイズになるとは限らないということも、それにわかっているつもりです。ですから、実際に保健所で検査した中で、H I V の感染について、陽性というのは小樽市内にどのくらいあるのか教えてください。

（保健所）健康増進課長

保健所の方では、迅速検査でやっているわけでございますけれども、平成16年12月1日からやっております、その中で1件陽性ということで出ております。

大竹委員

1件ということであって、全体件数も少ないわけです。ですからもう少し潜在的に陽性になるような形もないとは言えないと思いますので、特に昔と違いまして、感染経路というのが、今まで考えられないような形になっているというのが現状だということでしょうから、保健所の方としましても、成人式とかでいろいろのものをやりますけれども、もう少しその辺をやっていかないと、後でエイズになってしまったとしますと、ちょっとした病気が死につながるということがこの恐ろしさだと思いますので、その辺に対する取組について、これからどうするのか、教えてください。

（保健所）健康増進課長

引き続き、ホームページとか広報とかで周知していく必要があると思っておりますが、性感染症も含める形で啓発等充実に含めまして、考えていきたいと思っております。

大竹委員

それと、そういうことをいろいろやっていくことになりますと、医師も含めて、これからの保健所内の体制というのが、やはりしっかりしていかなければならないと思います。それに向けて、体制づくりにどのように向かっていくのかということと、これから先のことも含めて、お話ししたいと思います。

（保健所）健康増進課長

エイズとか感染者の関係については、保健師、また医療主幹2名が対応している状況でございますが、その中で十分連携をとりながら、体制の充実に努めていきたいと思っております。

大竹委員

それから、感染症の審査につきましては、結核については今までは別枠でしたけれども、一緒になる形になりましたね。それがどういうことなのか。どういう形で結核と一緒に取り組んでいくのか。それに対する体制は現状のままでもいいのかどうか。これについて、お答え願います。

（保健所）健康増進課長

平成19年4月1日から、結核が感染症の方にシフトしていくという形で、結核予防法が廃止になるわけですが、それらも含めまして、結核に関する審議会、また感染症に関する審議会、これを統合するような形をしておりますので、それに対応するよううちの配置、あとその中で十分な勉強等々ということで考えております。

大竹委員

具体的に配置ということを考えたときに、現体制をどのようにしていくということが、4月1日から先のことについては要求されているという認識をお持ちになっているのか、その辺もお聞きます。

保健所長

結核予防法が変わったその理由は、結核というものが一般感染症に近い、あまり特殊なものではない、感染率が昔で言うようではない。一般感染症の中に取り込まれた。それで、一応感染症に関して、これまで明確なグループというのはなかったのですけれども、4月から感染症に合併する。これまで結核を担当していた保健師を含めて感染症を中心にするグループを4月からつくりまします。その中で、結核及びほかのいろいろな感染症の体制、あと情報収集、感染症に関する体制は拡大する予定です。具体的には、その中で、結核に関する業務は、従来の保健師また



医師、そのほかに感染症関係の保健師も加わって、十分充実した内容でいこうと今思っております。

大竹委員

教員の研修について

教育問題について伺います。

この間伺った中で、教材研究あるいは教員としてのいろいろな勉強をするという中で、団体の研修ということを中心にして答弁したと思うのです。でも、学校の現場の中にいる教員、それぞれ自分の専門分野もあるでしょうから、みんなでやることではなくて、やはり一つのことについて研究するということが当然あるかと。そういうようなことについて、小樽市教委としては、どのような形で教員の研修を手助けしていく、サポートしていけるのか。それとあと、教材関係にしましても、全国的にはどこの教材を使っているということについても、当然それに対するサポートということはしていかなければならないと思うのです。そういうことについて、現状ではどういう形でされているのか。また、それをどういうふうにご利用しているのか。それに対する必要性があるから、どうしたらいいのかということ、現場の教員を含めて各学校にその辺の指導をしているのかを含めて、お答え願います。

（教育）指導室長

教員の研修、とりわけ委員の御指摘の教員一人一人の課題といいますが、ニーズに応じた研究のサポートということの御質問でございますけれども、とりわけ研究所、指導室を含めまして、例えば指導案の理科とか、国語とか、数学とかで、こういうふうを考えているのだけれども、どういうふうさらに深めていったらいいだろうかというアドバイスを求めたいということ、これについての相談に応じているところでございます。この件数につきましては、平成18年度で言いますと10数件程度と。これは、今後増やしていかなければならないものというふうに考えております。教育委員会といたしましては、今、例えばよくないかもしれませんが、レストランのメニュー、定食といいますが、教員の勉強していただく定食といいますが、メニューを増やしてきたところでございます。40を超える講座を設けまして、1,000名近くの教員が勉強していただけるようになる。委員が御指摘のところは、御自身で料理をつくりながら、どういう味つけやちゅう房をちょっと貸してくれということでございます。そういう意味で言いますと、私も、今後、比較的教員が時間の余裕がある長期休業、夏休みとか冬休み、この辺のあたりで、今、スキルアップとかという講座で枠組み、メニュー出しをしています、名称はさておきましても、教員が自主的に勉強できる機会や場を設けて、こういう時間帯の中でできますという周知もしながら、個人研究をサポートしていくような体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

大竹委員

すると、夏休みや長期研修の場合については、ある程度時間がとれるからいいのです。でも、中学校で専門的な担任といいますが、専門教科の部分で、今の状況は学校の中に、その専門的に研修してきた資格を持っている教員だけで、学校運営ができないのが現実です。そうすると、夏休みに向けて研修をして、研修でその資格を与えるということはします。でも、その人が専門的に学習する、また指導する能力があるかとなると、またこれは別になってくると思うのです。そうしたときに、やはりその専門的な部分で研修ができて、みずからそのものを高めていくということについては、必要だと思いますし、それをやるに当たっては、時間帯があるわけです。学校という時間帯があって、それから、終わってからできないということもあるわけです。そうすると、夜間の問題も出てくると思うのです。そういうことについての取組を今までどうしてきたのか、これからどうしようと思っているのか、お聞きします。

（教育）指導室長

特に、通常の授業日といいますが、そういう中では、指導が終わりましたら、通常大体6時間目が終わってまして3時前後ということですから、放課後での勉強という形になりますから、どうしても夕方、夜という形は当然考えられるところでございます。そういう中では、実際に教員が現実的に来ていただくというのは、4時過ぎから4時半

ぐらいということで、私ども指導主事もその開庁時間はありますけれども、実際の対応としては、開庁時間を超えていても、教員の都合がよければ、相談に応じさせていただいているということが実態でございます。そういう実態について、例えば校長会とか教頭会で、実は広く周知はしてございませんでした。そういう意味では、そういう融通もきくということ、まずはそういう機会もあるのだということを知りながら、状況を見極めてまいりたいというふうに思っております。

大竹委員

指導主事について

指導主事の問題で、伺いました。今いる指導主事の数というのが、私は足りているのかという話をしましたけれども、とりあえず今は 5 名体制ですか。各学校の数からいきまして、問題がいろいろふくそうしているということをお考えすると、やはり指導主事というのが教育委員会の一つの方向性の中で、全体を見ていくとしたときに、一番伝えられるのが指導主事ではないかと私は思うのです。そうしたときに、今の数で本当に足りるのだろうか。その辺があるので、現状は 5 人ですけれども、これから先いろいろ問題が出てくる、そうしたときにこの指導主事というのについて、確かに予算の面もあるかもしれませんが、今の子供たち、一瞬しか受けられない子供たちの学校現場をお考えすると、そういうような指導主事というものに対する考え方あるいは取組方ということが、もっと必要になるのではないかと私は思うのですが、いかがですか。

（教育）指導室長

指導主事の配置状況ということでございますが、小樽市は 5 名ということでございまして、教育長の答弁の中でも標準的となっております。小樽市で言えば、大体学校数でいけば、8.2 校程度に一人の指導主事という状況になってございますし、札幌市は 7 校程度で一人という形になっております。いずれにいたしましても、今後、特に教員研修で御指摘いただいたような内容や教科におきましても、それぞれの学校の特殊性といえますが、特色を出していくということでは、個別な先ほど言いましたメニュー方式が、それぞれがどんなものをつくりたいかというのを支援していく形になっていきますから、今まで以上に密接な支援が必要になっていると考えております。そういう意味では、本当に授業自体、研修も指導室の方で行っている割合を研究所との案分の中で、例えば私どもはより個別なものに特化していくとか、研究所はそのメニュー的な部分に主力を置いていくなど、すみ分けも考えながら、指導主事の特性を生かした学校への指導助言ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

大竹委員

やはり子供たちにとっては、学校にいるのは本当に一瞬なのです。そうした中で、やはりきちんとした形の中で、小樽の子供はこういうふう育てていくのだと、そういう思いを、やはり教育委員会として責任を持って小樽の子供たちを育てていくのだということの中で、もっと手をかしてあげていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

（教育）指導室長

私どもがかかわって一番うれしいことは、教員が子供から、いやあ、おもしろい授業だったねと言っていただくことを陰で喜ぶような存在でございまして、ややもしますと、何か教育委員会といえますと、ちょっとテレビドラマなども見ましても、学校に対して、上の方から話をしているような印象に受け取られかねないところもあるようにございますが、やはり支えていくというのが基本だと思います。黒子に徹しながら、本当に教員の授業がよかったと思っただけにするためには、人間的なつながりも持っていかねばならない。そういう意味では、今まで以上に学校へ指導主事がお邪魔する機会も増えてまいりましたから、これを確かなものとして、人間的な触れ合いもしっかり築きながら、広めていくよう努力してまいりたいと思います。

成田委員

潮見台公園の整備について

昨日の一般質問の中から、潮見台公園の下の潮見台浄水場の件で伺います。潮見台浄水場が平成22年度に用途を休止するというのを言われたのですけれども、ここの場所は浄水場として、今、活用しているわけでありませけれども、ここは何年からスタートしたのですか。

（水道）整備推進課長

潮見台浄水場につきましては、大正11年に工事を始めまして、昭和2年に完成しております。それから使い続けております。

成田委員

これ昭和2年に使用開始しているということで、貯水槽がありますね。水をためておく槽、この大きさとは、どの程度なのですか。

（水道）整備推進課長

今、委員が貯水槽と言いましたけれども、ここは浄水場のろ過池でございます。ろ過池は4池ございまして、1池当たりの大きさが25メートル掛ける40メートルで、面積としては1,000平方メートルでございます。

成田委員

これ、かなり広い敷地を持っていると思うのですけれども、ここは小樽市指定歴史的建造物があり、それから産業遺産とかに値する建物として、大正時代からつくり上げてきたものとして、今これからの子供たちに、次の世代の人たちに見せるというか、そういう歴史的な産業遺産に匹敵するものではないかと思うのですけれども、この点についてはどうですか。

水道局長

委員の御指摘の産業遺産の関係ですけれども、この潮見台浄水場と奥沢浄水場につきましては、平成5年に北海道教育委員会から、近代化遺産総合調査事前調査という形で、今の二つの施設がノミネートされてございまして、昨年1月に、奥沢ダムが北海道土木遺産という形で北海道の方から推奨したいという話が来ていますが、今、護岸の両側の工事をやっている関係から、少し延ばしている最中ございまして、潮見台浄水場については、その後の話はございません。

成田委員

やはりこれは歴史的、小樽は歴史のあるまちですから。そしてまた、今まで使ってきた遺産という形で、これは残していかなければならない。また、後世にこれを伝えていかなければならない、小樽の先人たちが活用したものだということで、これを残さなければならぬ。その後、これからの休止する施設の中で、これをどう位置づけていくか、その点については何か考えていますか。

（水道）整備推進課長

浄水施設としては、もう使う予定はございませんけれども、あそここの場所が、高台地区にあるということから、将来の配水池の利用とか、それから緩速ろ過ですので、今、ろ過砂というものを使っているのですけれども、その利用、これは奥沢浄水場に利用するというようなことも考えてございます。

成田委員

これは緩速ろ過ということで利用しているわけなのでしょうけれども、これからの課題になると思いますけれども、土木遺産とか、産業遺産とかという形になった場合には、やはりこの地域を、この一帯を公園にしていくことも考えた方がいいのではないかと。この遺跡を残していく、ここにも歴史的建造物があります。それとこれとあわせて、合体して公園という形にしていったらどうかと思いますけれども、その点については、公園という考え方は持たれませんか。

（総務）企画政策室長

幾つか関係する課がありますので、検討する方向ということでだけ、答えさせていただきたいというふうに思っております。

今、委員の御指摘がありましたとおり、奥沢浄水場、水源池も含めてですけれども、それから潮見台浄水場も近代化遺産といいますが、北海道の産業の始まりという意味では、同じような性格を持った施設でありますし、そういった価値も十分あるものだというふうに思っております。実は、奥沢の方は、今、水道局の方からも話がありましたけれども、段々のところの護岸工事もしておりますし、それが平成19年度で終了するという予定になっておりますので、あそこにつきましては、まず観光的な要素も高いということもありまして、今、手前のところまでしか一般の方は入れないのですけれども、その奥の部分まで一般開放できるような形も含めて検討していきたいというふうには思っておりますけれども、潮見台浄水場を含めての全体の部分というのは、まだまだいろいろな角度から庁内においても検討していかなければならないだろうというふうに思っています。

成田委員

潮見台浄水場もぜひそれに加えていただきたいと思います。都市公園というのはどういう位置づけになっているのですか。

（建設）建設課長

都市公園の位置づけという御質問でございますが、都市公園を大別いたしますと、まず基幹公園と大規模公園に分かれます。基幹公園というのは、市がつくる公園になるのですが、基幹公園の中には、まず都市基幹公園と住区基幹公園に分かれます。都市基幹公園というのは、運動公園とか総合公園、大きな公園です。住区基幹公園というのは、近隣住区に対する公園ということで、徒歩圏で行けるところの公園ということで定義されております。その中には、住区基幹公園、それから近隣公園、地区公園、この3種類がございます。今回、潮見台公園につきましては、近隣公園という位置づけで決定されております。近隣公園の内容に関しましては、主に近隣に住居する者の利用に供することを目的とした公園といたしまして、1か所当たり2ヘクタールを基準といたしまして決定されております。

成田委員

確かに、近隣公園で、近隣には住民の方が住んでいます。ただ、この公園は整備を行っているのかどうか。行っていると思うのですけれども、大変な状況だということなのですから、これは公園としての機能はなされていると思いませんか。

（建設）建設課長

公園の機能には、肉体的な健康の増進とか、スポーツ・レクリエーション等の技術の習得の向上、そういったものがいろいろありますが、今、潮見台公園で整備されているところでいいますと、広場とそれから自由広場と芝生広場というのですか、それと植栽地というようなことで、十分に施設がございませんが、野趣あふれる公園ということで言われております。

成田委員

確かに、広場とありますけれども、広場といったら雨が降ったら泥んこです。粘土質で、歩くことも何もできないぐらいだけれども、こういう公園を都市公園として位置づけている。これからやはり公園は市民とともに、市長もこれ何回も言っています。政策の中で、この間も質問しましたけれども、協働で、この緑の基本計画、それと「市民と育む みどりあふれる、ゆとりあるまち小樽」ということで、これを掲げているわけです。これを実施していくには、行政ができれば、民間でやりたいという、やってあげるといふところが出てきた場合には、やはりやってもらような方向へ持っていくのが市民の協働になるのではないかと思います。どうですか。

（建設）建設課長

平成16年度に制定されました緑の基本計画を見ますと、市民と行政の協働ということが記載されております。その中では、例えば緑の普及と啓発ということで、地域の緑化活動への参加とか、そういったものが民間公園の管理・運営などの点で民間がやってもらうということが記されております。そういった中で、市民の方の意見を十分聞きながら、公園の維持・管理を進めていきたいということで考えております。

成田委員

やはりこの協働という意味は、市民とともに協力し合ってつくり上げていく、そういうことからスタートしたと思うのです。それが、昭和51年度に潮見台公園が設置されたときには、そういう話が一つも出てこないから、市がつくって、はい、どうぞこれ使ってくださいと預けられた市民は、ああ、困った、これは使うに使えるという、そういう感覚しか生まれてこなかったのではないかと思うのです。そういう面から言えば、今、まさにこの協働でやる、そういうことからスタートしていけば、市民は責任を持ちます。市民が行政と一緒にやってつくり上げていくというのは、市民も協力し合って、そして責任を持ってやるということなのです。ぜひこの協働というものを初めて小樽市でやれる姿になっていくのかと。それが正面に出ていく姿になるのかと。そのぐらいの気持ちで取り組んでもらいたいと思っているのですけれども、どうですか。

建設部長

今、市内の公園の整備については、限られた予算の中で、行政も当然整備に努めていますし、公園愛護団体というところがあって、民間の方にもいろいろと御支援をいただいている状況にあります。潮見台公園の部分につきましても、今、民間の方から、こういう形でしたいというような投資のお話というのは、具体的にございませぬ。そういう中で、市の近隣公園としての位置づけに沿った計画なり、投資をいただくということであれば、それはもちろんお話を聞きながら進むことは構いませんけれども、ただ物理的なものでいきますと、あそこに来る非常に狭い道路の状況の中で道路の問題とか、当然水道とか公園との環境的な問題も含めまして、その投資もばく大なものになるかと思っていますので、仮に民間の方がそういった形で整備していただくというのであれば、お話としてはお伺いすることはできると考えております。

成田委員

民間で協力し合ってやりたいという、そういうパークゴルフ場をやりたいという業者というか、法人格を持っている方々が、私のところへ何人も来ているわけなのですけれども、それはまだ建設部長にも話しておりませぬ。私の胸のうちで、あそこは潮見台公園として位置づけられているから、そう話をしています。ただ、小樽市としては、財政もひっ迫しています。小樽市におんぶにだっこではだめだと思っているのです。それで、民間でやれるものは民間でぜひやってほしい。そして、民間から利潤を、小樽市としての土地を貸して地代をもらう、そういうやり方もあるのではないかと。そして、整備もやることによって、近隣の人たちの活用も増えてくる。市民も喜べる公園になっていくのではないかと、そういう方法というのを考えることというのは、できるのでないか。それにはPFI方式というのとれるのではないかと思うのですけれども、どうですか。

建設部長

先ほど答弁しましたけれども、この部分は近隣公園に位置づけをして都市計画決定をしてございます。面積も1.7ヘクタールしかございませんので、今、委員の御提案のパークゴルフ場となりますと、もうその部分ですべての用途として使われてしまう。そうなったときに、要は近隣公園の位置づけというのがどうなるのかという話。

もう一つは、これも先ほど話しましたけれども、そこまで行く道路の環境とか、駐車場とか、そういったもろもろの問題がございますので、いきなりゴルフ場だからいいと、パークゴルフ場はいいというのは、すぐいいというのはなかなか言えない。ただ、研究できる部分があれば、当然先ほど申し上げましたように、お話は聞いていきたいと考えます。

成田委員

例えば、市の土地として、まず水道局の土地と二つあわせた土地と、それから隣接している民間の土地もあるわけなのです。民間の土地を民間の人が提供してくれた場合に、それをあわせてやる方法というものが出てくるわけですから、そういう場合になったときには、小樽市の土地も地代をいただいて、それで P F I でやってもらうという方法もとれるのではないかと思うのですけれども、これについてはどうですか。

建設部長

今、委員の胸中にその計画があるのでしょうかけれども、私はその計画そのものを全く存じ上げませんので、軽々に判断はなかなか難しいと思っておりますが、ただ民有地も使っているとすると、当然営業という部分に絡まってくる問題かという想定がございますので、そうなるとあくまでも都市計画決定を終えた公園ですので、要は利益の数字がもしあるのであれば、ちょっと慎重にならざるを得ませんけれども、とりあえずお話があれば賜りたいと思います。

成田委員

当然、法人格を持った団体をお願いするわけですから、利益を考えて、利益の中から賃料を払っていくわけですから、小樽市にこの賃料を払って P F I で工事をやるわけですから、そういう方法というのは当然考えていかなければならないのではないかと。そして、小樽市としては、その土地を管理しなくてもいい、整備しなくてもいい。その整備料とか、管理料とか、今後一切かからなくなるわけです。そういうものを全部民間でやってくれる、そういう方法というのは、至るところでもできてくるのではないかと思うのです。そういう方法というのをきっとモデル地域としてやらせる方法というのは、あるのではないかと思うのですけれどもね。これについて市長、どうですか。こういう現場のことでしょうかけれども、P F I の方法というのは考えられないですか。

建設部長

P F I でつくるといふことなのですから、そうするとやはり市の施設を民間がつくって、その運営管理を P F I というお話でございますね。今、あの場所というのが、先ほど話したように、近隣公園という位置づけの中で、パークゴルフ場という用途の中で、市が整備、最終的には民間の P F I ですけれども、市が事業主体となってやることは、さっき言った道路環境とか、駐車場とかにいくというのはなかなか厳しいと思っておりますので、それも含めてやはり一度お話は聞かせていただきます。

成田委員

建設部長と後でゆっくり話したいと思っております。市の土地を、市にやれと言っているのではない。民間が整備しますということなのです。それだけ覚えておいてください。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 44 分

再開 午後 3 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

-----  
佐藤委員

図書館の本の損傷について

まず、図書館長にお聞きしますけれども、最近、図書館の貸出図書が全国的に非常に被害に遭っているというか、

傷められているという風潮が多いようなのですけれども、小樽市の図書館においては、どのようになっているのか。

教育部中村次長

公立図書館の図書の傷みのことが、最近マスコミですいぶん取り上げられるようになりまして、北海道新聞では、今年の 1 月 30 日に、「聞こえるか、本の悲鳴」という、全道版ですけれども、この形で出ておりまして、実際に今日、何冊か先ほど委員に見ていただきましたけれども、例えばペットにかじられたものとか、あるいはたばこの焼け焦げ、これは故意ではなくて過失だと思えるのですけれども、あとは具体的に本の中身が切り取られたり、あるいは数字とか図書館というネーミングを消されたり、そういうものがありまして、半年で 30 冊ぐらいだったろうかと思えます。

佐藤委員

これは貸出しですから、利用者カードを書いて名前を書いて貸し出すということになっているのですけれども、いわゆる図書の被害に遭った場合は、謝ってくる方もいれば、そのまま投かんして返してくる方もいると思うのですが、その辺の後始末というのはどうやっているのですか。

教育部中村次長

残念ながら、申し出ていただける方というのは、非常に少ないようです。例えば、具体的に図書を紛失してしまって弁償していただける方、それはありますが、例えば切り取られた場合に、後で返却されてから点検したときに、その直前の方がなされたのか、あるいはその前の方がなされたのかの、しかもそれを器物損壊罪で訴えることができるものかどうか、そのあたりが現行犯でないものですから、非常に難しいというふうに感じています。

佐藤委員

貸出図書の種類によりますけれども、最近の若い人にはそういうルールというものを守らない人が多いように思うのですけれども、どうなのですか、図書の種類によって児童文学が多いとか、あるいは大人向けの本が多いのか、そういう統計をとっていますか。

教育部中村次長

具体的な統計をとっておりませんが、児童書の部分には少ないと思われまます。

佐藤委員

大人が多いということは、教育問題なんかも絡んでくるのではないかと。大人がそういう扱いをして、責任を持たないということになると、子供たちもそういう扱いが伝ばしていくという話では、大変厳しい、恥ずかしい話です。教育長、そういった部分では図書の取扱いについてそういうことで、何か教えている部分もあるのですか。

教育長

物を大事にするということは、あらゆる教育活動の中において進めていることでございます。今、単に大人だけでなく、高校生の間でも、かつては学校図書館に置いてあるコピー機を使って、写して、情報を得ていたのですが、コピーをとるのも今度は煩わしくなったということで、鉛筆やボールペンで傷をつけて、そして破くという、そういうケースも見られるというのが高校の現状でもございます。図書館に限らず、学校図書館、自分の本を大事にするということは、子供たちのやはり精神面でも、心の教育でも、大変大事なことでございますので、今後一層そういう面では、各学校で指導に当たってもらいたいと思っています。

佐藤委員

今後、そういう対策についてどのように考えているか、それを聞きたいと思います。

教育部中村次長

新年度に入りましてから、こういうような損傷された本を展示する、かわいそうな本たちなどの名前になるのですが、そういう図書館でのマナーを守るための展示などをしたいというふうに考えています。

佐藤委員

人口問題と行政手続条例について

人口の問題について、少し触れていきたいと思っています。

人口の推移が厳しい状況で減っております。大体年間1,500名ぐらい減っているということで、この4年間で6,000人ぐらい減っております。市税収入と人口の関係というのは、やはり大きいのではないかと思います。この人口1人当たりの市税収入というのは、どのぐらいになるのか。

それからもう一つは、この4年間、5年間の人口の推移を教えてくださいたいと思います。

（財政）市民税課長

税のこともありましたので、私の方から答弁させていただきたいと思います。人口1人当たりの市税収入でございますけれども、市税全体でございますけれども、平成13年度は10万8,159円、それから直近で見ますと、17年度は人口1人当たりの市税収入が10万3,308円。それから、その13年度の年度末の人口が14万8,667人で、その市税収入の総額は160億8,000万円となっております。それから、17年度は、また年度末の3月31日の人口でございますけれども、14万1,605人で、その17年度の市税全体の収入が146億2,900万円となっております。

佐藤委員

これから見ますと、着実にいわゆる人口が減るということは、市税収入が減っていく。この市税収入もいろいろな種類がありますので、直接市民税あたりに非常に大きな影響を与えてくるのかという感じがいたします。それで、直近の5年間の人口数とそれから税収に関して教えてくださいいただけますか。

（財政）市民税課長

先ほど、平成13年度と平成17年度を申し上げましたので、平成14年度から平成16年度まで申し上げたいと思いますが、平成14年度の年度末の人口が14万7,196人で、市税収入が155億9,400万円。平成15年度が14万5,674人で、149億5,700万円。平成16年度が14万3,900人で、145億3,400万円となっております。

佐藤委員

これでいくと、5億円から4億円、5億円ぐらい年度ごとに減ってきているということになりますので、1人当たりの10万円ぐらいのこれは市税収入といったら、1,500人掛けるとどういう形になるのですか。非常に厳しい形になると思います。固定資産税に関しては、増減はあるのですが、人口との関係は。

（財政）税務長

固定資産税についてでございますけれども、固定資産税は3年ごとに評価がえということで、課税標準額が下がっていくわけですが、さらに追い打ちをかけるのが現在続いている地価の下落ということで、まだ下げどまっていない。一部ではとまっているのですけれども、それと新築の建物の件数が、過去に比べますと、年間400ほどということで、あまり大きな増加はないということで、3年ごとにその基準年度において課税標準額が一気に落ちるというような傾向もあります。

佐藤委員

それと、代表質問でも話したのですけれども、いわゆる将来人口が21世紀プランの中で16万人となっていましたけれども、2万人ぐらい減ってきておまして、市長の方からは、この次のプランに関しては現状に即したものにしたいということで、少しその辺を考慮したいと思うのですけれども、ここに市立病院の人口推移があります。これは総合計画に基づいたという話で、人口の推移をやりまして、これで言いますと、2年前ですけれども、2005年、14万3,118人となっております。この辺の数字はどうなっていますか。合っているのですか、合っていませんか。

（市民）戸籍住民課長

2005年12月末現在の住基台帳人口は14万3,031人で、大体87名ほどの誤差というか、そういったような状況にはなっています。



佐藤委員

このとおり推移しているということによろしいですね。これでいきますと、これは 5 年ごとに出ていますので、2010 年度は 13 万 4,717 人と、ここはまだわかりませんが、今日現在の人口はどのようになっていますか。

（市民）戸籍住民課長

平成 19 年 3 月 1 日現在なのですけれども、14 万 585 人というふうになっています。

佐藤委員

これも大体似たような数字になってきております。それで、お聞きしますけれども、先ほどどなたかの話で、たぶん来年度中に次の 10 年間のプランを策定して、再来年ぐらいからかわってきますと、最終年度が 10 年間かけると、2019 年ぐらいですか。平成 18 年から平成 19 年あるいは平成 20 年という形になると思うのですけれども、この 2020 年に関しては、この人口の推計は 11 万 5,678 人になります。このとおりいくと、11 万 5,000 人台になるということになるのですけれども、この辺のことをどう議論していくのかという点で伺います。ここで見ている 21 世紀プラン、次の 10 年を人口推計するというのは、私はどうかとは思っています。小樽市にふさわしい人口、つまり人口と地理というのは密接な関係にあるのではないかと、そういう思いがいたします。小樽市の人口は、昭和 38 年から 39 年に 20 万人いましたけれども、あのころとは全く違う。今は、1 世帯 1 軒家を持ちながら、あるいはマンションの一室を持ちながら住んでいますし、小樽の平均世帯というのは、もう 1 人、1. 何人でしょう。2 人切れるかという感じになりますから、そうなるくなかなか小樽市の中でこのぐらいの人口でとまるかというふうになってくるのですけれども、将来人口の可能性、これをどのように見ているか。わかりづらいことはわかりづらいでしょうけれども、一つの指針というか、考え方があったら、示していただきたい。

（総務）企画政策室小山主幹

将来推計人口、なかなか難しいものがありますが、今、委員がおっしゃるとおり、新市立病院基本構想の数字というのは、かなり現実的には今そういうふうに移してあります。私どもが今持っている数字の中で将来推計しているのですが、病院の人口というのが、下の方の人口になっておりまして、高い方では都市計画とか下水道の人口というものは 14 万 5,000 人を超えるような数字で設定しております。あと、平成 15 年に人口問題研究所が推計したところによりますと、10 年後の人口で言いますと、新市立病院基本構想より 5,000 人から 1 万人の間で上にいっております。

今後、新しい総合計画をつくるときには、その辺で現実的になるだろうところを、これは国なんかもやっていますけれども、低位、中位、高位、そんなような設定をする必要もあるだろうと思います。あと、それぞれの施策については、例えば下水道のように、人口が予定よりも多くなって施設があふれては困るようなもの、そういうものの扱いとか、年次によってその人口に合わせてローリングできるような施策、そういうものとどうやって整合性をとっていくか、そのできる幅の中で設定をする必要がある、そういうふうを考えています。

佐藤委員

今お話がありましたように、いろいろ人口の設定があります。一つは、都市計画の整備開発の設定が、平成 22 年度で 14 万 7,000 人ぐらいですね。それから、下水道処理人口が平成 32 年でやはり 14 万 7,000 人ぐらいになっている。このままの推移でいきますと、下水道の処理人口に関しては、平成 32 年度には大体 6 万人以上変わってくるというふうになっていますので、整合性をとるということはなかなか難しい話なのですか。

（総務）企画政策室小山主幹

先ほど私が申し上げましたように、整合性というのは難しいと思います。例えば、下水道や水道というのは、施設をある程度長い目で見ないとだめですから、今つくった施設が 10 年後に少ない人口であっても、今の処理もしなければならぬものから、そういうことがあるのだとは思っています。その中で、どのようにして効率的にどこまで無駄のないものがつくれるか、そういうところが問題になるのかと思います。

佐藤委員

もう一つは、2030年のこの減少率を見ていると、9万5,267人、9万人台なのですね。こうなってくるというのは、非常に寂しい話なのですが、私はここまで来ないのではないかと考えているのだ。働く場をどう確保するかとか、行政のいわゆる働きによって、指針によって、あるいは働く場をつくることによって、それから納税者に関してもまた小樽市が住みやすいまちをつくることによって、2030年に9万人台ということは来ないで、どこかでとめなければいけない。そういう考え方を持っているのですが、これに関して市長はどう考えていますか。

市長

この人口推計の問題ですけれども、小樽市の場合は、一貫して昭和39年以来ずっと下がってきていますから、ある意味では推計しやすいのかなという感じもしますけれども、どこかで歯止めがかかっていけば難しいのですけれども、歯止めがかかっていませんから、トレンドで計算していきやすいという部分がありますけれども、去年に見られたような子供の生まれる数が逆に前年より増えたとか、そういう社会的な状況の変化なり経済的な状況の変化がありますので、そういったものをどう加味して推計するかというのは非常に難しいのですけれども、その他、移住促進とか、いろいろ事業もやっていますけれども、どこで下げどまるかというのは、今の段階ではなかなか難しいものというふうに思っています。

佐藤委員

もう一つ聞きたいのですけれども、2005年現在で、高齢化率は何パーセントになっていますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

2005年ですので、平成16年度末、17年3月31日現在で申しますと、高齢化率の方は26.69パーセントとなっております。

佐藤委員

これも大体ほとんど合っているとしますと、将来の小樽の市政、2020年で36.2パーセントというこの高齢化率が出ているわけで、こういうことを考えていきますと、次の21世紀プランというのは、この高齢化率も加味していくといった、いわゆる老人の住みやすい、高齢化の方々が住みやすいまちづくりを考えていかなければいけない。基本的に3分の1の人方が高齢化になりますから、そういうまちづくりを考えていくまちということが大事になってくるのではないと思うのですが、いかがでしょうか。

（総務）企画政策室長

確かに、現状は、高齢化率は28パーセントをちょっと超えているぐらいだったと思います。総合計画で10年をスパンとして考えた場合に、35パーセントから36パーセントぐらいの高齢化率になっていく。そうした場合に、まちのつくりとして、これはほわっとしたまちづくりではなくて、社会資本とか、道路とか、そういった部分として、どういうことが必要なかということというのは、一定程度想定をしながら考えていかなければならないと思っています。もちろんその中では、単身の方とか、老夫婦世帯とか、そういった部分もこの高齢化率に合わせて増えてきているという流れになっていますので、そういった意味で地域との連携とか、町会との連携とか、そういったことをどういうふうにつくっていくのかということが、大きな課題にはなってくるのかというふうには思っております。

ただ、もう一方で、現在の2次プランを策定した時期とは違いまして、例えば高齢者の関係、介護保険制度の関係、それぞれ個別計画を持っておりまして、その個別計画の中でも、それぞれの高齢者の数に対して、施設要件はどういうふうにあるべきなのか、そういったものも一定程度具体的な数値で示している部分もございますので、そういった部分に乗っかるといいですが、そういう個別計画全体の上に総合計画をつくっていくという、そういうような視点で、次期の総合計画はやはり組立てとしてはつくっていくかなければならないだろうというふうに思っております。

佐藤委員

現在までも総合計画の人口の設定がたしかあの時点で15万人台だった人口を16万人にして、若干の上昇でつくってきたのです。ですから、これから1年か2年かけて検討していく中で、13万人台になるでしょうけれども、ここから増えて、やはり13万人台よりちょっと上がる数になっていくのか、あるいは13万人台とさっき言いました、減ってきたあの時点で11万5,000人台の中間的なところを取り上げるのか、その辺は非常に難しいところなのですね。ここをどうしていくかということによって、あまり下げたことによって現実的なものになってくると、夢も希望を持たなくなってくるし、頑張る意欲もなくなってくるという中では、この中間あたりで、どこかで小樽市としてはとめられるような政策、また目標を持っていかなければいけないというふうに思うのですが、いかがですか。

（総務）企画政策室長

委員がおっしゃるとおりで、私どもも大変その辺、頭を悩ましているところなのです。それで、ごらんのとおり、21世紀プランの中で、16万人というのは目標人口ということで、言葉としても設定しております。たしか前回の計画をつくるときも、この人口をどういうふうにするかという部分では、相当いろいろ議論をした経過というのは私どもも聞いております。

ただ、今回、新しい総合計画の中では、本会議の中でも市長から答弁させていただいておりますけれども、目標といいますが、こういうことをすることによって人口を増やしていこうという、その施策というのはやはり持たなければならぬというふうには思っています。

ただ、もう一方では、日本国じゅうの人口が減っていているわけですから、なおかつ小樽市の現状からしますと、全国的な傾向よりもさらに一步と言ったらおかしいですが、進行度が早いわけです。そういった意味では、その人口施策としての目標を持っていく、こういうことをやっていかなければならないということと、客観的に見て人口がどうなっていくのか、5年後にはこれぐらいの人口が想定されるという、その設定人口というのもののベースには置きながら、それに対して先ほど言われた高齢化対策とか、そういった部分はどういうふうにしていかなければならないのかという、そういった設定人口の考え方といいますが、そういったのを持ちながら、計画策定には当たっていかなければならないだろうというふうには思っております。

佐藤委員

本当に12万人を割りたくない、あるいは13万人を割りたくないという感じはあるのですけれども、なかなかそういうことしていくのかどうかというのは、今後の課題だと思うのです。21世紀プランの中からも一つ提案しておりました。いわゆる白紙から提案というのはどうなのかと。いわゆる私たちは前回、21世紀プランにかかわってきましたから、そのときにはもう完ぺきなほどの21世紀プランができ上がってきておりましたけれども、その中にこれを足すか、これを引くかとかという形になったり、あるいは何か提案があったら出してくれということで、私の方から融雪機器の貸出しなんてことを提案してまして、これは施策として入れていただきました。そういう中ではどうなのか。もっと市民が声を出すようなプランにしなければいけないのではないかと。

私と一緒にやった分科会の中には、小樽市民の代表として、あの当時たしか三ツ山病院の医師がいました。そういう学識経験者の方あるいは経済界の代表の方も入ってくることはいいのかもしれないけれども、もっと庶民レベル、もっと市民レベルで、もっと大勢の公募をして、そして、100人でも200人でも集まった人方はもうどんどん分科会に加わってもらい、あちこちで話し合ってもらおう。それで、その中から、できること、できないことはありますけれども、いろいろなことが出てくるのではないかと。つくった人方は自分たちのプランだ、こう思っているというふうになってくると、今の21世紀プランとはちょっと違ったものができるのではないかと。ただ、市長に言わせると、金がないのだからそんなことできないという話になるかもしれないけれども、それとこれとはまた別だと。お金のないことを知りながら、その中からどう工夫していくかというところを、私は衆知を集めてやるべきだと、そう思っているのですが、いかがですか。

（総務）企画政策室小山主幹

確かに、21世紀プランの前のプランのとき、その新総合計画のときには、たしか115人ぐらいの方にお集まりいただいて、いろいろな議論をいただいてつくったわけです。当時はまだ少し右肩上がりの時代でもございました。その今、委員がおっしゃるようなやり方は、そういうふうに集まってやっていただく方法もありますし、例えば先日、小樽信用金庫、北海信用金庫が出してきたような提言の形で求めるような形もあると思います。

例えば、三鷹市の場合、21世紀のまちを考えるとということで、市民運動的にやられましたが、あれはもともとそういう声を市民の方に出していただいて、市民の方から出て、会をつくるのに1年かかる。その後1年間議論していただいていますので、小樽市の場合、そういうことが出てくるのか、そういうこともありますけれども、今、各地でいろいろなやり方をやっていますから、この1年間や2年の間にやるにはどれが一番いいのか、それはやはりよく研究して、いろいろなパターンがあるということで検討していきたいと思っています。

佐藤委員

今話が出た東京都三鷹市というのは、行政改革率で全国ナンバーワンです。その中で、特徴的にあるのは、自治基本条例を市民の手でつくった、白紙からつくったという話とパブリックコメントも市民の力でつくってきたと、こういう話になって、やはり行ってみると、非常に市民の意識が強いという意味では、やはり協働になっているのかという感じがします。私もずっと協働という話をしてきました、市長からもコメントをいただきましたけれども、なかなか小樽市では定着してきていない。市長は市長の立場で、いろいろなところに行って、協働のいわゆる活動をしているのでしょけれども、本当の意味ではやはり表現がなれていないところがあるのかと。もっといろいろなことを考えている人もいるし、また全く何もわかっていない人もいる、そういう中ではどれだけ市民を協働に引っ張り込めるかということが非常に大事なことになるだろう。そういう中で、21世紀プランを基本的に白紙からの提案でなくとも、パブリックコメントにかけるかどうか。こういうことは、今お聞きしておきたいので答えてください。

（総務）企画政策室小山主幹

実は、現行の21世紀プランも、基本構想ができた時点、基本計画ができた時点、両方市民意見の提言というのをいただいています、76件の意見をいただきました。今いろいろな計画もつくっていますが、それぞれにパブリックコメントといいますが、市民意見を素案の段階、原案の段階、いろいろな時点でもらっていますので、新しい総合計画がどの時点でどういうふうにもらうか、それも手法はいろいろありますけれども、なるべく素案とかそういう段階から市民の御意見は伺いたい、そういうふうにつくらなければならないと思っています。

佐藤委員

では、パブリックコメントも、いわゆるでき上がって完成品みたいなものをかけることになりますか。もうちょっと早めにこのパブリックコメントというのはかけていかなければいけないだろうということで、やはり条例の必要性があると思うのです。これは、パブリックコメントということで出ていますけれども、いわゆる市立病院の経営健全化計画の策定について、これはナンバー98なのですが、その前にまだ97もあったということですね。例えば、本市からいえば、プールの問題、第3ビルの建替えの問題、市立病院の問題、小学校・中学校の適正配置の問題、これは全部市民の生活に大きくかわることだから、本当は白紙の状態ではパブリックコメントにかけなければいけない。でも、そういう手続をする条例もなければ、何も無い状態だ。ですから、今は私たちはみんなつくり上がったものを、こうやっていると、広報おたで説明するだけという中では、やはり本当のパブリックコメントにはならないというふうに思うのです。ですから、そのパブリックコメントの手続条例というのはきちんとつくっていかなければならないだろうと。こうすることによって、開いていった市政ができてくるのだと。市民も参加する機会が増えるのだろう。この手続条例についてどう思いますか。

（総務）企画政策室渡辺主幹

パブリックコメントについてですけれども、現実問題といたしまして、これまでパブリックコメントとして私どもがやってきたということは、例えば計画策定時におきまして、そのときそのときに応じてやってございます。例えば、小樽市都市計画マスタープランの策定時とか、あと小樽市緑の基本計画、小樽市住宅マスタープラン、私も関与しましたけれども、ごみの有料化に伴った基本計画を策定するに当たりまして、その前に要は基本的な考え方を策定いたしまして、それを皆様方に、市民の方々にたたいていただきまして、そしてそれを受けまして、実質的に実施計画を策定して、それを再度またたたいてもらっている、そういう形の手法をとって、現状としてはやっているところでございます。

ただ、これを体系的にそういうふうにとまとめていくというのは、このパブリックコメントのやり方も他都市によって若干いろいろな考え方はあります。そういう中で、他都市の状況を見ながら調査研究していきたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

小樽市行政手続条例というのがあるのですけれども、その中身はどんなものなのですか。これは、平成10年にできたものです。

（総務）総務課長

行政手続条例でございますけれども、国の方で行政手続法がございまして、いわゆる処分、行政指導、届出に関する手続について、いわゆる今までは事後のもので申立て等でございますけれども、その事前手続として、そういう手続を条例化して策定しているというものでございます。

佐藤委員

都市によっては、この手続にパブリックコメントを足しているところもあるのです。この中に、ある種の市民にかかわるような重大なことは、事前に市民に通告して意見をもらわなければいけないという条例を入れているところもあるのです。そういうことも含めれば、そう難しいことではないです。この条例改正をすればいいだけの話です。そういうことも含めて、早急をお願いしたいと思うのですが、市長の意見はいかがですか。

市長

今、主幹から答弁しましたように、いろいろな場面でパブリックコメントを行っているものですから、私の方から企画政策室の方に早急につくれという指示をしておりましたので、どういう形にするか、今、具体的にいろいろ検討していますので、その手続条例に入れるのか、それから自治基本条例に入れるのか、いろいろ手法はありますので、もう少し検討させてもらいたい。いずれにしても、そういったものをきちんと明示していきたいというふうに思っています。

-----  
斉藤（陽）委員

除排雪の不用額について

まず、一般質問の除排雪の部分で伺います。

積雪深、それから降雪量も大体昨年 of 6 割強というぐらいで、非常に雪は少ない。予算の執行状況ですけれども、現状で地域総合除雪委託業務については、設計図とほぼ同じぐらい、それから排雪については、減少するものという答弁がございました。今後の予定ということで、見通しについては、一定の範囲の不用額が見込まれるということですが、この不用額について、例えば地域総合除雪委託業務の部分の、これは現状では設計数量とほぼ同じぐらいということで、今後、これも設計よりも落ちるというふうに見込まれているのか、これは同じぐらいだけれども、排雪の方だけで不用額が出てくるというか、その設計とのかかわりでどういう計算をされるのか。不用額の出方というか、見込みについて、もう少し説明していただきたいと思います。

（建設）雪対策課長

地域総合除雪の不用額ということでございますけれども、除雪の設計数量についてはほぼ同額ぐらい、また排雪量につきましては、減少傾向にありますという市長の答弁の中で、今年度につきましては、12月、1月、2月と高温少雪、そういう意味で、現在も降雪については例年の6割程度という状況になってございます。それで、除雪については設計のほぼ同量、排雪については今後、今、実施中でございますので、春の雪割り等も含めた中で、数量的には減少する方向では考えておりますけれども、3月もこのまま少雪という状況の中で、想像でしか今言えませんが、減少の方向になるのではないかとこの状況でございます。

斉藤（陽）委員

こういう財政状況の中で、何とか不用額を出して、少しでも浮かせたいという、そういうことはやまやまなんですけれども、具体的に、では見込みとしてどの辺で、そういう不用額を計算するときどういう計算になるのか、契約している金額から、要するに単価は動いた、動かなかった分をカットするとか、そういう計算をするのですか。

（建設）雪対策課長

地域総合除雪の契約につきましては、除雪業務、排雪業務、砂散布業務という総合的な契約を行っております。除雪につきましては、除雪回数、排雪につきましては排雪量、砂散布業務につきましては散布回数について、今年度につきましては、実態で設計変更をするという契約になっておりますので、今後まだ動いている部分がございますけれども、そういった実態数量の中で、変更で増額、減額ということで考えています。

斉藤（陽）委員

除雪については、回数なのですか。除雪の回数があまり出なくてもよければ、安くなる。大ざっぱに言うと、そういう感じなのですか。

（建設）雪対策課長

除雪については、出勤基準というものがございまして、第1種であれば10センチ以上、2種であれば15センチの積雪のあったときに出勤するという状況なものですから、今年度の降雪状況の中、出勤は降雪に伴って出勤しております。そういう意味では、回数での調節ではなくて、あくまでも降った雪の状況の中で、出勤した部分で設計変更をいたします。

斉藤（陽）委員

ちょっと難しい部分がありますけれども、若干なりとも不用額が出せそうだという雰囲気だけはわかりますので、頑張ってくださいと思います。

置き雪について

続きまして、置き雪の部分なのですが、これは置き雪を全部解消するとすれば、排雪とセットで常に除雪をしなければならない。そういうことで非常に費用がかさむのだと。それで、できないという、そういう御答弁だったのですけれども、普通、契約で動いている民間の除雪業者の方々は、非常に丁寧に細かくショベルカーというのですか、ああいうバケットというのか、そういうものですか、取ってどこかに持っていくという、そういう除雪の仕方をされているのです。我々もよく見るのですけれども、市の除雪の場合は、いわゆるよくおっしゃっているかき分け除雪という、グレーダーで押して行って、わきにどんどん雪山を置いていくという。それが、市民にとっては本当に悩みの種というか、年配の方は、こんな氷をうちの前に置かれて、どうするのだ、ちょっと来てくれと、我々もよく呼ばれて行くのですけれども、それが市民の本当の実感で、大変な思いをしている。それをいくらでも、全部解消するというのは難しいのですけれども、それを少なくするという意味で、全部が全部グレーダーとそのショベルカーみたいなものをセットにはできないのでしょうかけれども、一定の住宅地とかのある部分について、そういう要望が多い地域とか箇所について、いわゆる小型の機械というのですか、グレーダーで押していくのではなくて、ショベルカーのような、バケット型のすくい取るような機材、機械を使ったきめ細かい除雪というのですか、

そういうのを一部なりとも取り入れていくというような除雪の仕方というのは、素人が何を言っているのだと言われるかもわからないのですけれども、そういうやり方というのは取り入れられないものなのですか。

（建設）雪対策課長

除雪につきましては、通勤・通学時間までの限られた時間の中で、効率よい作業をしなければならないということがございます。市内の除雪機械につきましては、グレーダー、タイヤドーザーがございまして、通勤・通学時まであけているわけですが、そういう中で効率のよい除雪を行うためには、当然かき分け除雪でスムーズに行う。また、そのかき分け除雪の中で、残った置き雪についての処理なのですが、答弁の中では排雪という部分で話しました。

今、委員のおっしゃる話の中では、その置き雪について、このショベルカーなり、どこかに押し込むとか、そういう部分をおっしゃったわけでございますけれども、私も一部地域で実施するという点については、全市的に考えまして不公平を生じるという部分がございます。そういう中で、全市的に仮に行うのであれば、除雪後にまた再度それらを処理する機械を用意して処理していくという考え方を持たなければならないと思うのです。また、そういう中身につきましては、排雪までも費用はかからないにしても、それなりの機械の台数、また除雪より効率が落ちる間口処理につきましては、時間も要すると考えております。そういう部分でかなりの費用がかかる、排雪に至らないまでも、かなりの費用がかかると考えております。そういった意味でも、市のかき分け除雪に御協力を願いたいというようなことで考えております。

斉藤（陽）委員

いくら質問しても、あくまでも、理事者の方からは、かき分け除雪に御理解をという答弁しか来ないわけですが、これだけ市民に悩みというか、不満というか、苦情というか、渦巻いている中で、除雪のこととって市民とお話すると、必ずこの置き雪を何とかしてくれと、もう口を開けばという感じでそういう苦情があります。そういう中で、検討課題といいますか、頭からかき分け除雪しかできないのだというふうに決めるのではなくて、ある一部分でもそういうバケットというか、ショベルカーみたいなものも取り入れた置き雪対策を部分的にも取り入れるというような対応といいますか、そういう考え方を検討するぐらいのところでも考慮に入れていただけないのかというのは、これは市民にとっては非常に切実な要望というか、悩みだと思うのです。費用対効果も当然ある、私も一般質問の中でも伺いました。そういう費用対効果の部分もきちんと計算しながら、どのぐらいの費用がかかる、だからここまでしかできないということでもいいのです。全く頭から検討しないということではなくて、そういう金額面も含めてひとつ検討してみようというような態度というか、姿勢を求めたいというふうに思うのですがどうですか。

建設部次長

置き雪については、小樽市だけではなくて、雪の降るまちはすべて共通のいろいろ問題でもあるようですが、基準としてはやはり小樽市においても500キロメートル以上の市道の延長を、限られた機械の中で、限られた時間の中で処理をしなければならない。まず、その大前提の中で、我々は作業をやっています。その中で、当然そういう機械とかすべてがクリアされれば、そういうことが可能なんでしょうけれども、実質的にはそういうものというのは、やはり限られた中で行っていますので、管理しています市道のほかに道道も含めて、そういうところの管理者も置き雪については、なかなかそういう対応はできないというものですから、かき分け除雪によって道路の交通確保をやらざるを得ないところでございまして、そんなものですから、今言った民間であれば、バケットをいわば地先の部分だけやられているということなのですが、当然、その限られた場所だけで、そういうことであればそういう方法もあるんでしょうけれども、我々はやはり全体を見据えた形で作業をしなければならないということがあります。そういうことの中では、やはり行政の中で、置き雪についての検討を議論はいろいろやられているのですけれども、そういう特別な部分だけに対応するというのは、なかなか現状では、またお金の面につきまし

ても、以前議会の中で置き雪問題について議論のあった中で、やはり相当のお金がかかるということで話もさせてもらったのですけれども、ある意味それはやはり難しいと思います。

建設部長

今、確かに置き雪について、るるスタッフの方から説明しましたけれども、一番悩ましい問題で、各市町村、同じ悩みを持っています。例えば、石狩市あたりは市民ボランティアということもあるようですので、今、例えば除雪についてもいろいろと、貸しダンプもいろいろと試行していますので、今、委員のお話のような部分がどういう形で試行していけるのか、一応研究してみたいとは思っています。ただ、費用の問題ですけれども、そういった状況を踏まえながら試行していきたいと、こう考えます。

斉藤（陽）委員

ガラス工芸の展示について

そうしたら、最後に 1 点だけ、ガラス工芸の常設展示と定期展の開催ということで一般質問で伺いました。これについて、新博物館の中でという御答弁もあったのですが、数年前ですが、ウイングベイ小樽の中にそういう展示場といたしますか、常設の展示場が一時あったような記憶があるのですが、いつの間になくなってしまったのですが、あれはどのような経緯でなくなったのですか。

総務部長

実は、数年前に委員の方から御質問があって、例のガラスの世界、ガラス展や学校のもの、あのものがどこへ行ったという話も含めて。それで、あのころ、たまさか小樽ベイシティ開発の方であそこの施設の使い方というのか、そういう物づくりというものを一つのテーマにしてやりたいという動きがありまして、それがたまたま委員から御質問があったころにそういうような話もあって、そして一時期そういうような形をつくったことがあったのですけれども、やはり何ていうかパブリック的な面ですから、営業的なところできちんとうまいぐあいにマッチできなかった部分があって、いつかやっただのですけれども、事業として成立しなかったという、こんなような記憶をしておりますので、今回御質問があったときに、そのころの話を思い出しまして、あれはどこへ行ったのかなと思いついたのは事実なのですけれども、そんなような経緯だったというふうに思っています。

斉藤（陽）委員

民間の場所といたしますが、民間が運営する事業としては、非常に経費の問題とか、なかなか管理とか難しい部分がありますので、それで今回提言というか、公的なスペースでというふうな提案をさせていただいたのですが、新しい博物館の構想の中で検討していくということなのですけれども、もう少し具体的にどのような管理というか、特にスペース等を含めて、今まで御答弁いただいていた中では、学芸員とか、専門的な管理ができるような体制が整っていないというようなこともあったのですけれども、そういった部分については改善されるというか、どういう方向で考えてられるのか。

教育部中村次長

市長から答弁させていただいている、その企画展示室での展示ということですが、旧交通記念館の 2 階の第 2 展示室、船とそれから自動車展示していたスペース、この部分を企画展示室と科学展示室というふうに分けて展開することを考えてございます。今年の 7 月中旬にオープンをするときには、最初には小樽コレクションといたしますが、今まで収蔵庫に眠っていた小樽のコレクションを展示する、市民に何度も繰り返し足を運んでいただくために、その企画展示室の展示内容を年に 3 回から 4 回展示がえしていくという中で、例えばガラス工芸品の展示ということもあり得るだろうと。当然その中には、展示がえによって入館者の増加を図らなければ意味がありませんから、先ほど総務部長の話の中で、事業的にペイしなかったような話がありました。その辺を踏まえなければならぬことですね。ですから、そのあたりは学芸サイドでどういうものをどういう見せ方をするのかというのを、博物館協議会の中で改めて議論をしていく中の話でございますので、可能性として、企画展示室というのが常に展



示がえをしていく中で、小樽の一つの工芸作品であるガラスというものをどういうふうに表示するか、そういうことを考えていくと、こういうことでございます。

斉藤（陽）委員

営業的な民間の売場というような感覚で、そこに展示をするというのは非常に難しいというような、それこそそれ自体が何か営業的な価値を生むというようなことはなかなか厳しいかもしれないのですけれども、非常に社会教育的な価値の高いものというか、そういう部分で博物館というそういう施設の中で、きちんと吟味された展示の仕方というものは、非常に小樽のまちにとって必要ではないかというふうに考えますので、ぜひ積極的に検討をしていただきたいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
大橋委員

広報おたるによる人件費の周知について

まず初めに、人件費の20パーセント削減の議論をしましたときに、平成11年度と平成17年度の人件費において、7年間で42億円削減したという御答弁をいただいたのですが、これは平成11年度の人件費を幾ら、それから平成17年度に人件費を幾らとしたことなのか。

総務部次長

退職手当を除いておりますけれども、平成11年度で197億円、それが平成17年度で155億円ということで、差が42億円ということになっております。

大橋委員

何をもって人件費というのかという部分で、結構難しい部分があるところごろ感じているのですが、例えば広報おたる3月号に「平成17年度の市職員の給与などをお知らせします」というのが出ているわけです。ここには、職員数が平成17年4月1日現在で2,027人ですと。病院、消防、水道局、それぞれに全部細かく職員数が出ています。そして、増減も出ています。非常に親切な資料だと思えました。昨年度の広報おたるにおいても、やはり小樽市の職員数と給与の状況というのは出ています。市民にとっては、唯一、こういう数字なんだということを知るチャンスなのです。そこに、いわゆる給与の状況という部分もあるのですが、今回の給与の状況については、職員給与費の平成17年度一般会計決算額は99億9,642万円。平成16年度は108億7,461万円という形で、8億8,000万円削減したという形で書いています。それで、平成17年度、その前年の分も職員給与費は108億円。その前段として「平成16年度一般会計の補正後の額は」という言葉がついているのですが、これは我々とか専門の人が見れば一般会計の分だというのが、きちんと一般会計とうたっているのです。ところが、その前に2,000人の職員いるという数字を出しておいて、それで後段のところ一般会計の給与の数字しか出てこない。そうしますと、市民としては、結局、小樽市の給与として、人件費として払われている総額が幾らかということは、全く誤った情報としてインプットされるという可能性があるのです。これは、昨年、市民の方と話したときに、私が人件費として押さえている金額とその方の言う金額が違っていたものですから、どうしたのかと思ったら、広報おたるを出してこられたのです。でも、そのまま忘れていましたら、今年になってまた広報おたるが出てきました。去年の広報よりも、もっと小樽の状況について親切に載せていますし、他市の広報と比べて、私はなかなかすぐれた編集だと思っています。しかし、こういうふうには、毎年いわゆる一番市民の関心の持っている給与費、そここのところで、一般会計の金額しかそのページに載せない。それでほかの部分は、例えば病院事業会計をまた発表したときには載せるのかもしれませんけれども、一般市民が見たときに、把握できるようなものになっていない。それについて、どのようにお考えになりますか。

（総務）職員課長

一般的に、事務とか、技術の職員の平均的な給与というのを話すときに、一般会計で話すことが多いものですが、そういったことで広報にも一般会計ベースで載せております。また、今手元にあります平成19年度の当初予算で話しますと、一般会計は約1,200人、給料の年額で言いますと45億円ほど。それから、特別会計で言いますと、60人で2億3,000万円ほどということですから、人数的にも、それから金額的にも大体20分の1ぐらいというのが特別会計になります。ですから、例えば一般会計に特別会計を加えるということでも考えますと、20分の1のものを加えるということになりますので、影響的には特別会計を加えても、そんなに大きな状況にはならないということです。それから、そうしますと企業会計はどうかということもありますけれども、企業会計につきましては、医師もいますので、そういったことで言いますと、一般の職員よりもかなり違った給料月額になりますので、そういった特殊要因を除くというようなことで、いわゆる通常よく言います職員の平均給与については、一般会計ベースで話すということでございます。

総務部長

今、職員課長の方から、記載をしていない特別会計なり、企業会計の話を若干させてもらいました。広報自体のつくりの問題の御指摘でしたので、この項というのは、国の方からこういう開示をするようにといただきますが、職員数とか、給与の実態を載せるようにということで、簡単に言うと表を羅列すればよろしいというか、それでも済むのですけれども、解説をするというところもいろいろあって、広報編集委員会の中でも、書いていることと書いていることが若干違うというのが、いろいろ議論をした事実があるのですけれども、誌面上の問題もあります。これからですが、これは毎年載せますので、今言ったその特別会計、企業会計なりの数字といただきますが、どういうふうに整理できるか、人数に合わせてというのであれば、文言自体も一般会計、特別会計及び企業会計ごとに、こういう表現で文言の中で話すか、表の中で表すか、このあたりは少し広報編集委員会の中で検討させていただきたいというふうに思います。

大橋委員

わずかな誌面の中ですから、細かく数字を教える必要はないと思うのですけれども、やはり総枠で市民に誤解を与えるような表現というか、市民の方が知識がないのだと言えればそれまでですけれども、そこについては考えていただきたい。

それで、今、平成17年度人件費について155億円ということでお話いただいたわけですが、削減した金額については、これで別にそのとおりでいいと思うのですが、ただ今度は、さらにやはりこの155億円が人件費という押さえと、それから私が持っている資料の方は、結局洗いざらい人に払ったもの、そういうもので平成17年度決算で人件費等ということになるのですが、そちらの方でいくと192億円という形になるのですね。だから、そこにおいて御答弁いただいた人件費というのは155億円と、それからもっと結局幅を広げて資料として存在するものとしての192億円、この差についてはどういうふうに考えたらいいのですか。

（総務）職員課長

155億円につきましては、いわゆる職員給与ですので155億円なのですが、そのほかにいわゆる議員の報酬と嘱託報酬と、そういうようなことで報酬が加えられてきますので、それで金額が大きくなっております。

大橋委員

わざわざ議員の報酬と言っていたのですが、38億円近い差があって、今その38億円の差が何ですかという話をしているときに、議員報酬と先に入れられると、すごい金額が議員にと、ここでまた誤解を生むのではないかと思うわけでありましてけれども、報酬等そういうのを入れたと。そうしますと、やはりそこにおいて市民に知らせていくといただきますが、その場合には人件費155億円という、これはこれで根拠のある数字なのでしょうけれども、やはり192億円ほどかかっているという部分も、これも数字としてきちんと開示していくものではないかと思っております。

れども、どうですか。

総務部次長

先ほど職員課長から話した数字、192億円の中に、議員報酬等が入っているということでございましたけれども、訂正させていただきたいと思います。192億円の内訳としましては、すべて職員の給与、全会計の職員給与で、いわゆる本俸、給料が87億5,000万円、それから諸手当、退職手当も入っておりますけれども、これが80億2,000万円、それから共済費が25億2,000万円、合計で193億円となっております。退職手当は20億8,000万円、それらを含めて職員の合計が192億9,600万円。訂正させていただきます。

大橋委員

わかりました。公の場で数字を整合したということで、これについては今後そういう部分も整理して、わかりやすい形でお互いに議論していかなければならないと、そういうふうに思う部分でございます。

市税未納の職員について

職員の中に固定資産税・都市計画税の未納の方がいるということについて尋ねました。答弁としては、一部納入していない職員もいたと。けれども、払うように促した結果、払ったので、今は数名の未納者がいるということで、数名というのは2人から9人の間でありますから、非常にわからない。それから、一部納入していないというのも、2,000人の職員の中で、何百人の話なのか、何十人の話なのかとよくわからないばかりし方をしたのかなというふうに思っておりますが、払った部分はそれでいいとしまして、未納者の方というのは、何人いるという形では言えますか。

（財政）税務長

市長の方から、数人ということで答弁申し上げたわけですがけれども、過年度を含めて4人ということになってございます。

大橋委員

それで、答弁の中に、いわゆる差押えも含めてというきちんとした形で話があったのですが、過年度も含めてということは、過年度においては何年分が未納なのかは知りませんが、差押えといったような形での処分はしていなかったということになると思うのですが、その辺はどうなのですか。

（財政）税務長

差押えをするという場合は、やはり納税交渉をした中で、通常、一度に納めるとか、分けて納めるとかということをやっております。それでも納税交渉に応じてくれない場合については、差押えということもございませぬけれども、一部ずつ納入している場合には、一気に差押えということではございませぬけれども、市長の答弁にもございましたけれども、要するに悪質な場合においては、そういうことも視野に入れるということでございます。

大橋委員

本当に一部の職員のごとで、大した金額ではなくて、固定資産税全体から見たら、結局相当な滞納者がいるわけですし、金額もすさまじいわけですね。ただ、結局あえて今この問題を取り上げているのは、いわゆる市役所という立場の中での話として取り上げたわけでありまして、市民感覚からいったら、納税交渉をするということ自体が、何で職員と職員の間で納税交渉をするのという話にもなります。それから、給与を結局払っているときに、給与というのはほとんど給与振り込みであろうと思いますし、また私どもも、いわゆる固定資産税を払うときには、口座振替を勧められていますから、口座振替で払って歩くのです。そうすると、最も市役所の中というのは、法律的に考えると口座振替というものを徹底しやすい職場だと思うのですが、そこにおいてその口座振替が行われていないために、こういういわゆる未払といいますが、そういうことが発生していると思うのですが、その辺は口座振替がどうしてこの職員の方に徹底できなかったのか、どうなのですか。

（ 財政 ） 税務長

平成14年度までは、いわゆる納税貯蓄組合ということで給与から天引きということでやっていたわけなのですが、平成15年度からは、皆さんには当時口座振替の御案内ということで、最初に平成15年度にある程度の方が口座振替をやっていたわけなのですが、それ以降毎年それなりに口座振替についてのPRはしているところなのですが、強制というわけにも我々いかないものですから、どうしても口座振替をしない方が出てくるというのが現状でございます。

大橋委員

どうしても出てくる、それと平成14年度まではきちんとしていた。その二つについては、これは現状ではそういうことだという答弁でありますから、これはあとは市役所の内部の問題として、こういう公の場で指摘された問題として、きちんと処理をしていただきたいと思います。

分限懲戒審査について

あと、いわゆる勤務能力検査、それから昇進試験というのは、なかなか難しいと答弁をいただきました。私も、それはそうだと思います。仕事をしないで勉強ばかりしているような職員もいると困りますし、試験ではなかなかはかれません。ただ逆に、能力を発見するために、そういう事務能力検査とか、適材適所ということもあるのですが、もう一つは全く能力のないといいますが、仕事をする気もないといいますが、そういう状態で一生市役所に勤めていく状態の職員が結構な数だというのが、前にありました。そうすると、そういう部分で、そういう仕事をしない、能力がないという部分を、将来結局、分限免職とか、いろいろもっと厳しい状態が出てきたときに、そういう部分で何かではっきりさせなければならない。そうすると、今までみたいに上司から見てこうだったという話、それは結局何年かすると、また別の職場に移してぐるぐる回しているだけです。はっきりした形で、この人は、この職場というよりも、市役所から要らないと、給料泥棒と、そういう部分をはっきりさせていくためには、もうちょっと何か考えていかなければならないのではないかと思います。裁判とかいろいろなことに頼らなければならないということもありますし、その辺についての見解を伺います。

（ 総務 ） 職員課長

分限の関係の訓令を、今年の1月1日から施行しております。今お話しのような職員につきましては、新たに今までの懲戒審査委員会を分限懲戒審査委員会というふうに規則改正いたしまして、そういった分限処分のことも審査できる委員会というのを設けまして、そういった中に今お話しのような職員が出てきた場合には、恒常的なという条件が一つつくのですけれども、これは、うちの方で考えていますのは、6か月程度状況を見まして、その6か月程度の中でずっとそういったひどい状態が続いているというような場合には、そういった状況を克明に記録しまして、そういったものを総務部長あてに出していただきまして、最終的にはそれを市長まで報告いたしまして、そういったことを今話しました分限懲戒審査委員会にかけて、そしてその委員会の中で審査をいただきまして、その結果、一定程度研修といいますが、個別指導をして職員を復帰させることが可能だというような判断になりますと、それを職場の方で原則6か月なのなのですが、最長で1年間かけていわゆる個別指導、研修を行いまして、その結果、職員が、真っ当なと言ったら言葉が悪いのですが、ごく普通の職員に、普通に勤務できる職員に復帰するというような、そういった復帰プログラムを考えております。もちろんそこで個別指導をした結果、それでもなおかつだめだったという場合につきましては、今、委員がおっしゃいますように、また最終的には分限処分というようなこともあり得るかと思っております。

大畠委員

落札率の高さについて

一般質問に関しまして、まず市長に入札についてお尋ねします。

入札について、特に落札率、これについて再質問もしたわけなのですが、再質問で市長はあたかも選挙の関係で業者とつるんでいないかというのは、そういうふうに関心されたということで、そういうことは一切ございませんと、明確に再質問の答弁でされております。しかし、小樽市長を指しただけではなくて、全般に、全国の津々浦々、首長選挙とか、そういう選挙に絡んで、今、ずいぶん毎日のように摘発されたり、起訴されたりしております。そういう中で、そういう言葉が、一般質問のときも申したように、メリットを求めて、それに応えるというような形の中で、今のような事件が多発しているのだと思います。つい 3、4 日前も、深川市の事件で、あれは水道建設部長ですか、起訴されたということで、夕刊の記事に載っておりましたが、あれも見ますと、やはり市長からというふうな声もあったといえます。要するに、私は一般で言う天の声というふうなものであるとその記事を読んで受け取ったのですけれども、そういうことで、天の声だとか、談合は必要悪だとか、これはもうずっと続けて言われている言葉でございます。

そういうことで、数年前に総務部の方で、職員に対する倫理規程という小冊子を出したことがあると思いますけれども、私もずっとこれをかばんの中に入れて、暇があれば読んだり開いたりしておりました。そういう中で、やはり業者とのつき合い方も、それには事細かに出ておりました。例えば、もしスナックで業者と会ったらどうするのだと。そういうことで、細々と指導されております。しかし、私はあえて、なぜ小樽市の落札率がこのように高いのか。そのことをいろいろ私の関係で聞きますと、いや、それは、おまえ無理だ、なかなか厳しいぞと。だって、例えば何々さんは業者と、何々さんとゴルフに行っているぞ、そういう話をちよくちよく耳にします。特に幹部の方々の声が、実名を挙げて聞こえてくるのです。そうすると、一体その倫理規程というのは、だれのための何だったのだと、そういうふうに関心されたわけなのです。そして、やはりたどり着くところは、この首長選挙にかかわるのだらうと。これは私なりの判断です。

そういうことで、とにかく一般質問でも申しましたけれども、市民や職員の皆様方には、職員は 3 パーセント、7 パーセント、そしてさらに 10 パーセント。市民に対しても、いろいろな面で、福祉の面で、今まであったものが負担になってきております。

私は、今後、90 パーセントを超えるこの落札率を何とか市長の判断で下げる方向にしていきたいと、これが私がずっと願っていることでございます。私の質問もこれで最後になりますけれども、市長は 3 期目に立候補を予定されております。当選の暁には、これはもうぜひ一番先に取り組んでいただきたい。私は、強く望んでおります。そして、それが納得のいくような落札率であれば、さらに職員の給料を下げろというのが我が会派からも意見も出ておりますし、その後でないのかと、私はそう思っております。

御答弁は要りませんので、よろしく願いいたします。

#### 障害者自立支援法特別対策について

今、国が進めている障害者自立支援法特別対策についてでございますけれども、今こういう時代ですから、国で検討されていることが、もうボタンを一つ押すと関心のある方々には伝わるのです。そして、この件についてどうなのだというので、私もいろいろ相談を受けることもございます。そしてまた、市の担当者に聞きますと、いや、まだ私たちの現場には何も通達がありませんというような言葉が返ってくるのです。私もそれは当然だろうと思っております。と申しますのは、今、福祉政策は猫の目のように、極端に言えば日が変わりメニューのように変わっております。できたものがまた改定されてということの繰り返しですから、やむを得ない部分もあるだろうと思っております。

ところが、実際に事業に携わっている方々は、この計画した、あるいはそのスケジュールが、もう即可能なのだろうかということで、我々の方にも相談に来るわけなのですが、その中で、答弁の中に、該当する施設に知らせたというくだりがございます。これは、国の流れ、特別対策事業の実施にかかわる事務の流れということで、そのスケジュールの中で、特別対策に基づき、該当する方々へお知らせをしましたということでございますけれども、

どれくらいの施設、関係者に知らせたのか、これが 1 点。

基金条例を制定し、具体的な事業にかかわる要綱を作成することになっております。そして、市の必ず事業という答弁がございます。市の必ず事業とは、どのような事業を考えているのか、まずこれが 2 点。

それから、2 月ですか、答弁をいただいたその北海道への基金は 66 億 3,000 万円になった。ところが、2 月末までに、これは市町村へスケジュールを知らせることになっているが、まだ小樽市の方にはないと聞きます。これも 3 月になったばかりですから、何かの手違いがあるのだらうと思っておりますけれども、ただ、待っている事業者もたくさんいる。内容を知りたいという方が。この点について、いつ基金の配分金のお知らせが来るのか、その見通しなどについて聞かせてください。

（福祉）地域福祉課長

まず一つ目、該当施設と連絡をとりながらやっているということで、どれくらいの施設かというお話かと思うのですが、送迎加算の部分というのは、送迎サービスをやっているところが該当ということで、今、何か所という資料を持ってきていないのですけれども、市内で 4 か所程度だったと記憶しています。

それからあと、激変緩和加算ということに関して、事業主と連絡をとりながら、これについても、今、具体的に何か所という数字について、資料を持ってきていないのですけれども、記憶では、2 か所ほどが 80 パーセント適用の事業所だったというふうに記憶してございます。

それらについて、実際のところを電話で聞くなりしながら、あるいは窓口に来たときに聞くとか、委員がおっしゃったように制度が非常に変わっているものですから、施設側の職員も結構窓口に来ることがある中で聞いたりということによっております。

それから、まず一つが事業運営円滑化事業ということで、事業所が従前に比べて収入が激減するということに関しての手だてなのですけれども、従前の収入 80 パーセントまで保障しているのですが、これを 90 パーセントまで繰り上げて助成していくのが、この基金でやる市の必ず事業です。

それからもう一つが、通所サービス利用促進事業ということで、送迎サービスを行っている施設に対して、それにかかる費用を助成していこうというのがございます。

メニューとしては、デイサービス等緊急移行支援事業というのがございまして、従前、障害者のデイサービス等をやっていたところが、新制度に移れない場合に、新制度に移るまでの間、助成しようというメニューがあります。これは市内の事業所では該当するところはありません。

それから、進行性筋萎縮症者療養等給付事業というのを受けていた方が、新制度になって自己負担が非常に上がった場合に、軽減しましょうという事業がございます。それが市の必ず事業となっております。これについては、小樽市では調べたところでは、現在まで対象者 1 名というふうになってございます。

それと、北海道から市町村への配分上限を知らせてくるという中で、国が示したスケジュールの中では、2 月末までというふうになってございます。私どももこれが出てきて、具体的ないろいろな数字的な計算、そういうものもできてくることになるものですから、私どもとしても早く示していただきたいというふうに考えておまして、実は 2 月の 20 日過ぎだったと思っておりますけれども、一度電話で確認しまして、いや、ちょっと待ってくれというようなお話でした。それが、2 月末までというお話だったものですから、2 月 28 日に北海道に電話を入れまして確認したところ、国の示したスケジュールどおりにはやりたいのだけれども、まだ多少時間がかかる、できるだけ速やかに示していきたいというような話をいただいてございます。そういうことで、今日は 3 月 2 日ですので、来週中ぐらいには示してくるのではないかとというふうには考えてございます。

大畠委員

もう一点、事業者に対する説明ですね。これも質問しておりますけれども、3 月のこのスケジュール表を見ますと、3 月の 3 週までには事業者へ説明をしなさいということで協議をされておりますけれども、この事業者にはい

つどのような形で説明をする予定なのか、それをまずお聞きしたい。

それともう一点、身体障害者のグループホームについて発言しておりますけれども、その実情というものはよく話をしておりますし、また市の担当者も担当施設へ行って話を聞いておりますけれども、とにかく早く回復をして社会に復帰したいと言うのだけれども、入った施設がそのような施設でないものですから、その本人が取り組んでいるリハビリテーションに対して、そんなにしないでくれと押さえられているということで、非常に身体障害者に対するグループホームの制度があれば、そこから変えたいのだと。けれども、そういうものがないために非常に苦労している話を、私も施設に直接行って聞いてきておりますし、本人はその病名についても納得はしていない。そしてまた、一度抱えた施設は、外に出て例えば通所をして何かをしようとするときに、大変厳しい条件といたしますが、言葉は悪いですが、抱えた客は離したくないと、話をしているそのような姿勢がありありと見えてきているのです。これも、やはり身体障害者に対するグループホームという制度がないために、非常に苦労している。そんなことで、ぜひこれは早急に検討していただきたいということで思っておりますので、この 2 点についてお尋ねします。

（福祉）地域福祉課長

まず、激変緩和加算と送迎加算について、2 月の 2 週目ぐらいから 3 月の 3 週目ぐらいまでに、事業者説明会ということで、国でスケジュールの方を示していくというものでございます。これにつきまして、対象となる施設が 6 か所ぐらいかと考えているのですけれども、集まっていたいて説明会という形は今考えておりませんで、個別にやり方とか、市の様式なんかが決まれば、その辺も連絡していきたいと思っているのですけれども、ただいかなせん、この送迎加算とか激変緩和加算とかということで事業者の説明したくても、市の配分額というのですか、それがまだ示されていないと先ほど話しているのですけれども、そういった中では、幾らぐらいの単価で助成できるとか、そういう具体的なことがまだ全然わからない中で、実際のところまだ具体的な動きはとれていないということなんです。ただ、説明会ということで一斉に集まっていたくということではなくて、個々に話していきたいというふうには今考えてございます。

それから、身体障害者のグループホームについてなのですけれども、確かにこの障害者自立支援法ということで、3 障害のサービスの一元化ということが大きな考え方としてあるのですけれども、実際どうなのかといいますと、グループホームについては、知的障害と精神障害しか認められていないというのが現状でございます。今、グループホームだけではなくて、公共交通機関の例えば JR とかに、割引の制度なんかは精神障害の方には認められていないということもございまして、そういうことも含めて、全国市長会を通して、以前から身体障害者のグループホームなり、精神障害者の今言った公共交通機関の割引の制度なりを入れてほしいということは、行っているのですけれども、まだ実っていないという現状がございまして。これについては、引き続き国の方に要望していかなければならないというふうに考えてございます。ただ、小樽市として、身体障害者のグループホームということ制度化できるかといいますと、市単費でやっていくことができれば可能なんでしょうけれども、ちょっとそういう状況でもない中で、やはり障害者自立支援法という枠組みの中でやっていくしかないものですから、国に対して身体障害者のグループホームを位置づけるようにということでの働きかけは、引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

大島委員

今の答弁で、精神障害者に対する公的な交通機関の割引といいますか、そういう制度がないということでしたけれども、間違いはないですか。

（福祉）地域福祉課長

JR の割引制度とか、航空機運賃割引制度とか、国の方からの通知でやっているところなのですけれども、身体障害と知的障害だけ、精神障害については通知が出ていないということで、対象から外れてございます。

大島委員

精神障害、それではそういう割引制度というのは、まだ制定されていないのですね。再確認します。

福祉部次長

地域福祉課長が答弁したとおりなのですけれども、法律の歴史的なこともございまして、身体障害者あるいは知的障害者については、法律ができてしばらくたっておりまして、それなりのそれぞれの団体の要望もありまして、そういうことが実って割引になっているという経過がございます。ただ、精神障害については法律そのものも浅くて、また精神障害というものが、例えば身体障害者の方でしたら、一生障害を背負うわけですけれども、精神の場合は治るといいますか、いろいろ変化がございます。そういったことも含めて、まだ割引にはなっていないという状況になっております。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
武井委員

特定目的住宅の困窮状況申告書について

私は、障害者に優しい市政をどうするかという立場から質問をさせていただくのですが、まずこの特定目的住宅に関係しまして、困窮状況申告書、これをまずお尋ねしたいと思います。この特定目的住宅に入るには、困窮状況申告書、これは32項目ほど質問事項が載っておりますが、これが大きな参考資料といえますか、入居を決める資料というふうに理解してよろしいですか。

（福祉）地域福祉課長

特定目的住宅を申請していただくときに、申請書の中についております困窮状況申告書に記載していただいておりますので、この申告書に基づきまして、実際にお住まいになっているところに職員が伺いまして、今、その申告書に載っているところ、特に注意してといいますが、そういう形で確認させていただいて、見に行った職員の方でその困窮度について点数化して、そして決めると、そういう形になってございます。

武井委員

今日いただいた資料はいつつくったのですか。

（福祉）地域福祉課長

これにつきましては、平成14年2月20日の住宅行政審議会の方で、採点表の見直しということで御議論いただいて、決めていったものというふうになってございます。

武井委員

これは、その住宅行政審議会のメンバーでつくった素案材料であるというふうに理解していいのですか。それとも、だれか別の識者の方々あるいは市民の方々の代表とか、そういう人たちも入っているのですか。向こうでつくったのですか。

福祉部次長

今ごろになっている資料につきましては、住宅行政審議会で決めたということになりますけれども、その内容については、原部であります福祉部で、これまでの経験なりを生かして、こういった項目で聞いたら困窮度が適正に出るということで、何回か変更をかけた中で、現在の形になっております。ですけれども、住宅行政審議会という機関がございまして、特定目的住宅のこの困窮度調査の内容につきましても、住宅行政審議会の中で御了承いただくという形で、今日に至っております。

また、これをつくるときにですけれども、他都市の特定目的住宅の状況調査なり、いわゆる専門家の御意見も聞きながらつくったものだと思いますけれども、先ほど地域福祉課長の言いました平成14年2月というのは、現在の



形になっておりました。この形のことを言うておまして、それ以前からこの困窮度調査の形式というのはっております。

武井委員

これには、市長に誓約書まで書かせてあるわけですね。これ、虚偽の申告をしたら、これは取り消します、こういう文章で最後が結ばれているわけですが、今までこういう該当者はありましたか。

（福祉）地域福祉課長

虚偽の申告とかという方は、現在までいないというふうに聞いております。

武井委員

そうしますと、福祉部でもこの申告書は安全だ、もうこれでいいのだ、こういうふうに確信を持っていると理解してよろしいですか。

福祉部次長

今、委員がおっしゃいました誓約書というのも大事なのですが、この申告書の一番ポイントとなるのは、先ほど申しましたように、建設部の担当者と福祉部の担当者が申込みをされた御自宅に伺って、点数をつけてくるわけですけれども、そのときの点数がその困窮度に反映するわけですが、実際に住んでいる方が実際の自分のうちをどういうふうに見ているかというものをまずは聞きたいということで、極端に言いますと、例えば壁が壊れているとか、床がゆがんでいるとか、そういったことが事前にわかれば、それなりの見方ができますので、自己申告という形でさせていただいて、見させていただいています。けれども、自己申告は、イコール困窮度の最終的な点数にはなりません、さっき言いました担当者 2 人でそれぞれ見てきますので、それが最終的な困窮度の点数になります。その事前調査ということで伺っております。

武井委員

お尋ねしたいのは、医師の診断書等の提出を求めて採点の加点の対象にしたことはありますか。

（福祉）地域福祉課長

私の知っている範囲では、そういうことはございません。

武井委員

私、何で今これを尋ねたかという、どうしても実態調査を何回やっても入れない人がいるのです。こういう人たちをどう救済するのかというのを言いたくて、私は今、説明しているのです。それはどういうことかといいますと、それで医師の診断書ということになってくる。具体的な例を一つ申し上げますと、この人は 1 週間に 2 回は通わなければならない。協会病院ですから、通わなければならない。しかも、通うのには、ちょっとまた進行性の病気を持っているものだから、ともすれば行ったらそのまま入院しなければならないかもしれない、こういう人なのです。したがって、歩行は困難、両方でつえをつかなかつたらだめだと。だから、こういうような人ですから、この調査にあるように、こういう 32 項目のこの中身で見ますと、条件の物すごくいいところで、あなた、こんな環境のいいところにいるのではないかとこの人はだめなのです。いつまでも採点が少ないのです。これ、ハイヤーで通院しなければならない人、しかもハイヤーに乗るまで、自分のうちまで行くのに、よっこらよっこらと、それは歩ける場所であればだめ。階段があったりして、この人は階段が 6 段あるのですけれども、そういうところをよっこらよっこらと、はうようにして歩いている。それでも国道に近いところとか、そういう環境に恵まれたところであればだめなのです。だから、皆さんが調査に行っても、何だ、こんないいところに住んでいて何言っているのだと、もう今まで何十回申し込んだか知りませんが、何回申し込んでも入れないのです。しかし、この人たちは、自分で、もうどうしようかと、死んでしまおうかとさえ言っているのですけれども、どうしてもそれに当てはまらない。皆さんもこれにのっとってやっていますから、これで採点がされてしまうから、いつまでたってもこの人は行けない。要するに、環境がいいのです。

だから、そういうところでやっている人たちを救うためには、医師の診断書と、この人はもうこういう場所であればだめで、こういうふうには歩けない人なのだから、こうしなければならぬのだという、医師に書いてもらったものを採点の根拠にできないかと言ったら、過去にそういうことはありませんと言うから、こういうような人たちを救う方法、これを何とか考えないと、このどこかに 1 項目そういうような項目を設けないと、この人はいつまでたっても、いつもその前々回ですか、何か 40 点で入った困窮者がいるそうですけれども、どうしてもこれは何回やってもだめなのですね。ですから、そういうようなことを何とか救う方法、こういうような、これはどうしても何回やっても、点数には加点されないのですから。だから、こういうような者を救う方法がないかということでは私を尋ねているのですが、答弁していただけますか。

（福祉）地域福祉課長

確かに、現在の採点の仕方で行きますと、現在住んでいる住宅の困窮度ということでやってございます。身体の状態とかを加味する部分としましては、高齢者の方とか身体障害者の方が 2 階以上、アパート、共同住宅の 2 階以上にお住まいになっているというような場合には、点数化できる形になっているのですけれども、それ以外については、そういう身体的理由について、困窮度の中に反映させていくというふうにはなってございません。もともと特定目的住宅にお申込みいただける方というのは、いろいろあるのですけれども、母子世帯とか低所得世帯あるいは高齢者の世帯、それから障害者の世帯ということになってございまして、そういう意味で行きますと、特定目的住宅に応募してくる方それぞれが、今委員がおっしゃったようなそういう困った状況を持った方が応募してくるという中で、現在のところは住んでいる住宅の困窮度で採点しているというのが現状でございます。

先ほど次長も話したように、何回かの基準の見直しの中で今の形になっているということですので、今後そういったもの、委員がおっしゃるように医師の診断書がいいのか、あるいは障害者の手帳の級でいくのがいいのか、いろいろ考えられることがあると思いますので、すぐできるかどうかということは別にいたしまして、一つの研究課題としては研究してみたいというふうにしてございます。

武井委員

これは困窮度調査ですから、今私が申し上げたような人たちは、環境がいいところでなければ生活できないわけですから。したがって、困窮度はいつでもだめになってしまう。しかし、実際の体の状況やそういう生活状況はそういうような人たちだから、これは仕事なんかできるわけのない人です。ですから、こういう意味で、何とかこの人たちの、今、研究するというのは申されましたけれども、ここはひとつ、せめて医師の診断書を参考資料にして、そういう人たちについてはこういう加点の仕方をして何とかしていきたいというようなことがあっていいのではないかと思います。助役、いかがですか。

助役

今の調査表の問題もありますから、今お話もありますので、原部の方とまず相談をさせていただくという形にしたいと思います。

武井委員

ぜひともこういうような人たちを救う道を選んでいただきたい。先ほど、それぞれの方々から障害者の問題だといろいろ御質問がありましたが、ぜひともやっていただきたいと思います。

少雪による業者の影響について

もう一つだけ質問させてもらいますが、先ほど除排雪の問題について、不用額が出るという報告がございました。今、積雪が対前年度に比べると 6 割程度のために不用額が出る、こういうことで、確かに財政のひっ迫している小樽市としては、まあまあよかったのかなと、天の助けかなと、こういうふうにも思われるかもしれません。

しかし一方では、業者関係からは、私たちに、悲鳴にも似た声が聞こえてきます。私たちだけではないと思います。皆さん方にも行っております。雪が少ないけれども、皆さんは、担当者は一生懸命やってくれたのです。去年

の大雪に対して、どういうふうに対策をするかと。市民の去年の要望に対して、どうこたえるかと。例えば、4 センターを 6 センターにするとか、いろいろ気を配ってやっていただいたのです。ところが、それが今年は裏目に出たというか、今度は雪が少なくなったわけですから。業者は機械を用意しなければならない、作業員を用意しなければならない。しかし、出勤回数は減ってしまう。給料を払わなかったら、本州の方へ人夫が行ってしまっただけで帰ってこない。それで、ガソリンは上がるやら、泣き面にハチみみたいな状況なのです。

本当にこれはもう、私たちはそういう人から聞く、皆さんからも委員会やなんかで聞く、両方わかっている関係上、非常に苦しいといいますが、答弁するにも、いつの間にやら説得調になっている自分に、はっと気がつくのです。非常に気の毒なのですが、皆さんが努力したけれども、裏目に出たということですが、今後こういうような人たちに対して、何かいい方法を考えていますか。

（建設）雪対策課長

そういう今年度の降雪状況、また 4 ステーションから 6 ステーションに分化したことに対しての、先ほど裏目という話がありましたけれども、昨年度の大雪時、市民の苦情・要望が一番多い部分、又は除雪区域、路線数が長い部分、多い部分、そういう部分を含めまして、旧第 1 ステーション、旧第 2 ステーションを分割して新たに第 1 ・第 5 ステーション、2 ステーションにつきましては第 2 ・第 6 ステーションと、そういう部分で分割してございます。また、第 3 ステーション、第 4 ステーションについては、分割はしてございません。そういう部分で、六つのステーションで行っております。

建設部長

基本的に今、ゼネコンが少雪で実態としての作業量が落ちて、請負額の低減というのが推定できるという声は、私どもも聞いてございます。その中で、私どもも当然かかった経費については、平成 18 年度からは実数で設計変更というのを基本にしてスタートしました。以前までは、降雪量 2 割をベースにしたものより、業者の実態に沿うべきということで、実は実数というふうにしたものでございます。そういうことで、こういった少雪はもうまれに見るような状況になってございますので、実は来週、そういった J V の団体の責任者とお会いをすることにしてございますので、そういった J V の方々の生の声を聞きながら、どういう対応ができるのか、研究はしてみたいというふうに考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。